

進み出てくじを引き、開いて免定頭に差し出す。こうして知行村が決まった。

しかし百姓の人選は遅れていた。文政八年二月五日、村割りが決まって御用部屋へ御礼に参上した者たちへ、郡奉行が村割り場所を記した文書を手渡したのであるが、そのことを記した条の後に、次のことが記してある。「村割りくじ頂戴相済み候得ば、御百姓附郡奉行より相渡し申すべき処、いまだ相渡さざる分も余程これ有るに付き、取調べ早々相渡し候様御郡奉行へ申し談じ候」とある。年に一人か二人ずつ程度の村割り付与であったから、事務が面倒で滞っていたのだろう。しかしこれでは「浦手御趣意もこれ有り村割りに仰せ付けられ候儀に付き、早々相渡し申さず候ては御趣意の詮もこれ無きに付き」と心配している。百姓を付けることこそこの制度の本旨であることを物語り、知行付き・手当て方百姓人選を急がせている。

以上のように、並々ならぬ精力をそそいで一七九八年（寛政一〇）以降に再興した地方知行制度も、再び停止する日が来た。後に述べるように、出石藩仙石家は一八三六年（天保七）に封地が半減するという大事件に遭遇するのであるが、これを機に海岸防備のための浦手組は解散する。『御用部屋日記』天保八年二月晦日の条に、「浦手御手組に差し加わり候面々、部屋住み子弟ども」へ対し、「右先般浦辺御場所御上げ知に付き、御手組御免遊ばされ候事」と記されているのである。いきおい地方知行制度も停止したとみてよいだろう。上げ知された村々の中には知行村も多く含まれていたから、地方知行制を継続しようとすれば村の割り替えを実施しなければならず、事務的に面倒であり、また継続の意義もなくなったからである。つづく収束措置であろうか、『御用部屋日記』天保九年閏四月八日の条に、「村割り知行飯米、例月十二日渡しの際、御都合に付き当分十三日に相渡し申すべき事」と記されているのである。

村割り知行地をもつ者への飯米支給は、知行地をもたない者とは形式上区別されていたようである。なぜなら村割り知行地をもつ者は、建て前としては、知行地の年貢は自らが徴集する権利をもっていた。藩役人は彼らの承諾のもとに代わってその権利を行使していたから、彼らへの禄米支給、飯米支給ともに村割り知行地をもたない者へ対するそれとは、若干意味が違っていた。そこで飯米支給にあたって特別に目をかえていたのである。しかしもはやその必要はなくなった。このため支給日を統一したのである。その表れが前記の記事になったと考えられる。

2 城下町出石の発展

出石城の縄張り・城下町の町割りについては、三の丸に対面所が造築された以外、小出吉英張り
の築城ののち、あまり大きな変化はないと思われる。そこで、その概要については築城段階
のところで述べたので、資料がかなりあらわれているこの段階でさらに詳しく述べておきたい。

写真28に示した侍屋敷配置図は記入されている藩士の氏名からして、一八世紀末(安永年間)ころに作成されたものとみられる。最上段には土塀に囲まれた稲荷郭があつて望楼の役割を果たす。ここにまつられている稲荷社は、小出氏が城の守護神として勧請したもので、のちに祭礼当日は町人の参詣を許すようになり、
廃城後は、まったく町民の守護神となった。毎年三月に但馬三大祭りの一つに数えられてにぎわいをみせる
初午大祭は、この稲荷社の祭礼である。その下段に本丸がある。今は仙石氏の祖仙石権兵衛秀久をまつる感
応殿が建っている。



写真 227 仙石秀久をまつる感応殿

本丸北東の隅に櫓があった。現在復興されている場所であるが、復興されているような二階建てではなく一階建てであった。また北西隅には櫓はなかった。本丸南西隅稲荷郭石垣の根の所に、二の丸の西の郭へ降りる門があった。二の丸は上と下の二区画に分かれていて、この上の郭と本丸にまたがって藩主居館が建てられていた。本丸には主として居間・茶部屋・菓子部屋・湯殿など藩主私生活の部屋が置かれていたのに対し、その下段になる二の丸上の郭には、書院・広間・鷹部屋・役所など公的生活用の部屋が置かれていて、両者は廊下でつながっていた。

そして西側すなわち出石川の方から見上げる側の石垣の上には、本丸・二の丸上の郭とも「多聞」といって長屋造りにした城壁がめぐらされ、防壁をなしていた。二の丸下の郭は、現在斎藤隆夫顕彰碑が建っている段地で、現在のように上の郭正面の下に位置したわけであるが、西の方は折れ曲がって本丸・二の丸上の郭下を囲み、裏の山麓まで達していた。この部分を西の郭と称していたが、現在は畑に開墾されていてその姿は見えない。下の郭の北側つまり正面の城壁上に多聞が築かれ、東側に二の丸東門、北西隅近くに三の丸へ降りる北口門があった。西の郭には春屋（精米する小屋）・土蔵・鉄砲蔵などが配置されていた。二の丸の櫓は上の郭にあってその北東隅、つまり二の丸東門のすぐ上に一階建て、北西隅に二階建

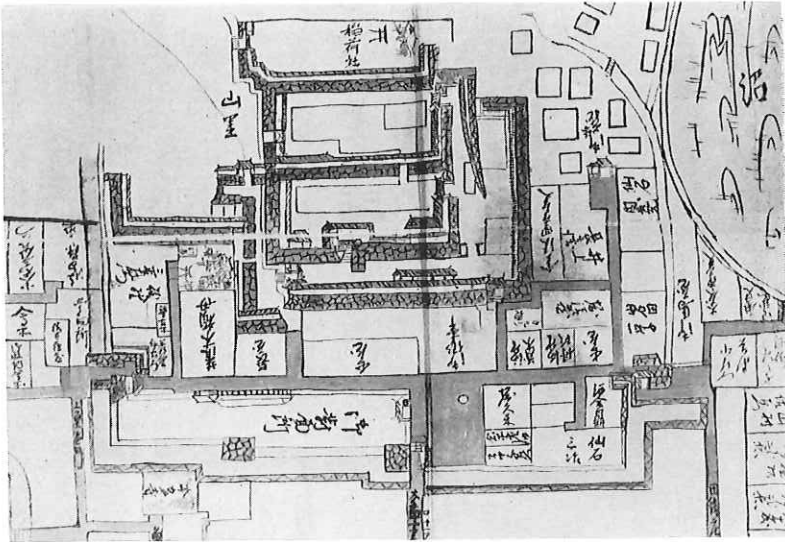


写真 228 侍屋敷配置絵図(部分) 1775~80年(安永4~9)ごろ、左方に稽古所・学問所・会所・収納会所などが見える(井上美寿恵氏蔵)

ての櫓が築かれていた。

三の丸は内町と呼ばれた侍屋敷町であって、なかほどに東西にはしる道があり、その西口に三の丸西門、東口に三の丸東門、この道から直角に分かれた道の正面入り口に大手門があった。西門は家老屋敷高塀の西のはずれに残っている櫓台のある所、東門は現在の内町東端の金光教会付近に、大手門は公衆用洗面所の付近である。この三つの門をつなぐ形に内堀が掘られていた。幅はおよそ六・五〜七・五間、深さはだいたい二間であった。この区画のなかに藩主の居館、重臣・側用人たちの屋敷、普請小屋などが配置されていた。

藩主の居館は御対面所と呼ばれ、その跡は現在弘道小学校の校地となっている。その校門の少し南に対面所の表門があった。堀沿いにある校庭の築山、また金光教会東側の小高い所は、堀の土を盛り上げた土居の名残りである。大老仙石三次

の屋敷は教育委員会庁舎やトヨダマーケットの建っているあたり、大老席仙石内蔵允屋敷地は永沢製陶所のあるあたり、荒木頼母のそれは諸杉神社と弘道小学校との間あたりにあった。城郭は木造であるから、年々補修を続けていかねばならなかったのだらう。いわゆる普請小屋である作事関係施設は二の丸のすぐ下、現在町役場が建っているあたりに八五三・五坪というかなりの面積を占めて配置されていた。以上のほかに、内町には一二軒の侍屋敷と二棟の長屋があった。現在は谷山川が二の丸の城壁下を洗って貫流しているから三の丸が分断され、当時の面影はしのびにくくなっている。

諸杉神社は出石城築城以前からこの地に鎮座していたため、三の丸城内にとどめられた。この社の鳥居前近くに稽古所といって武芸を練習する道場が建っていた。諸杉神社のすぐ上、現在公園地となっている平地は山里郭と呼ばれ、山里門はその入り口であるとともに、有子山城すなわち高城への登山口でもあった。

侍町と社寺

三の丸東門を出た所、内堀沿いに学問所すなわち弘道館があり、その敷地の一画に藩儒桜井俊藏の屋敷があった。現在その前には弘道館跡地を示す記念碑が建っている。その隣に「会所」と「御収納会所」が南北にならんであった。会所は侍たちの寄り合い場所であった。御収納会所は年貢収納事務ならびに藩務の執務所である。御収納会所は手狭であるから、侍たちの会議は会所で行った。御収納所の表は町人町の材木町に面している。そして一八二三年（文政六）の「材木町御勘定之図」というこの建物の平面図によると、ここは勘定所と呼ばれるようになっており、その一室に「御用部屋」がある。勘定奉行らが詰めて執務する場所である。一八四四年（天保一五）に義倉役所が設立されると、この建物はそれに譲られ、勘定所は内町の作事施設の場所へ移される。



写真 229 藩校弘道館跡碑 (材木区)

学問所や会所のある通りは伊木町と呼ばれ、九軒の侍屋敷があった。ここから吉祥寺までの谷山川をはさんだ兩岸を谷山(表)町といい、二五軒、その北側現在出石高校の校地となっている山すそ沿いを谷山裏町または裏殿町といい、一三軒の侍屋敷があった。年寄・用人・番頭など藩務の要職に就く家は、内町・伊木町・谷山表町に集中していた。

つづく侍町は、出石高校から武田窯工にいたる道の山ぎわにあった岩鼻に七軒、出石病院からその西側に川原町にかけて細長く鉄砲町構え口があった。構え口は谷山川の外側にあつて、さらにその周りは幅三・五間、深さ四・五尺ほどの外堀に囲まれていて、この一画が一つの要塞をなしていた。大手門と相對する位置にあり、その出口に豊岡口と記されているところから、ここが城下へ入る正門と目されていたのだろう。町は中央の東西にはしる通りをはさんで両側に一三軒の侍屋敷と三棟の長屋が並んでいた。

城下町西側の防衛線として、出石川に沿って柳町一三軒があり、その対岸に鉄砲町構え口同様の城下出入口をかためる要塞様の一画があった。すなわち北流する川に沿って町家の博労町・小御料庄町があり、その次の通りに上馬場町・下馬場町があつて、その西側は外堀をへだてて町家の七軒町に面していた。博労町・小御料庄町と上馬場町・下馬場町はともに出石川と堀をもって画されていたのである。その中央に東西に



写真 230 吉祥寺本堂

はしる道路があり、西口の堀に架かる橋のたもとには楼閣の石垣が築かれていた。この道の城へ入る所の出石川に架かっていた橋が出石大橋である。上馬場町・下馬場町には合わせて二八軒の侍屋敷があった。

ほかに宗鏡寺町・寺町・出町・小人町など町家の城下町に入り込んで六一軒の侍屋敷があり、侍屋敷は城をかなめに城下町をぐるりと取り囲む形に位置していた。その総数は減知前の文化年間ごろ一九〇軒であった。一七一一年(宝永八)当時の侍数は知行取り一四四人、切り米取り二二九人、給金・扶持米取りは四七人、計四二〇人である。一軒の家で当主のほか息子も召し出されて禄米を支給されている者もかなりの数にのぼ

るのである。屋敷を与えられていない者の数は正確にはつかめないが、それでも前記武士たちの少なくとも三分の一は長屋住まいであったと想像できよう。したがって、前記侍の四二〇人とはほぼ同数かそれ以上と推定できる小頭以下足軽・中間たちの住居は、長屋あるいは町家であったことは確かである。

社寺は侍町の連なる線上に配置されていた。谷山町に経王寺(法華宗)・智明院(真言宗)・吉祥寺(曹洞宗)・光明院(真言宗)・西林寺(真言宗)と磯部神社、谷山裏町に心光院(浄土宗)、宗鏡寺町に宗鏡寺(臨済宗)があった。同寺には願成・正眼・極楽・勝福寺という塔頭たつごうがあったが、現在は願成寺のみ残っている。寺町に誓願寺(曹洞宗)、魚屋町に本高寺(法華宗)・如来寺(浄土宗)・昌念寺(浄土宗)、田結庄町に真覚寺(浄土

(2)

彦左衛門	宗鏡寺町	川原町	因幡屋十兵衛
材木町	骨柳屋三右衛門	加賀屋忠右衛門	小西屋七郎兵衛
山家屋庄兵衛	寺町	博勞町	鍛冶屋清太郎兵衛
紺屋郎右衛門	六郎兵衛	神子作兵衛	大工屋清太郎兵衛
紺境屋又右衛門	鑄物師町	鍛冶助太夫	丹後屋小左衛門
塩屋甚右衛門	新右衛門	横町	鎌谷吉左衛門
酔屋喜十郎	垣屋長兵衛	塩屋六兵衛	山口玄意
紺境屋久左衛門	浄九兵衛	向町	茶屋小五郎
龍野屋祖兵衛	裏町	米地屋仁右衛門	ろうそく屋伊右衛門
大工屋郎右衛門	仁右衛門	手嶋屋六右衛門	米屋又三郎
ます孫左衛門	紺屋六郎兵衛	庄屋喜兵衛	

史料：「仙石家御所替之節御家中仮寓所宿割帳」(町立史料館蔵)。

真宗、小御料庄町に見性寺(曹洞宗)・称名寺(浄土宗)、上馬場町に高德寺(浄土宗)、小人町南のはずれに福成寺(浄土真宗)があった。福成寺には勝林・西宗・高福・浄徳・善教・長専寺の六か寺が寺中として付属していた。侍町と連帯してその境内が防衛線上の屯所となる役割をになっていたのであろう。町家に囲まれたなかにある寺はわずかで、魚屋町に本覚寺、鑄物師町に西方寺、田結庄町に真覚寺があったぐらいである。いずれも浄土真宗である。

城下町とお 城下町は一七町あって、谷山川より内側にあつた材木町・魚屋町・八木町・本町・宵田町・田

もな職種 結庄町の六町をまとめて本町とも呼び、これに対し残り新町・宗鏡寺町・寺町・出町・鑄物師町・裏町・川原町・博勞町・小御料庄町・七軒町・小人町の一一町を端町といった。町役人はそれぞれの町にあり、本町の六町は名主、端町は庄屋と呼ばれた。

一七二九年(享保一四)当時の六町の名主に、三郎太夫・又右衛門・惣左衛門・孫右衛門・吉太夫・多左衛門、庄屋として、

表 73 仙石氏入封時の主な町家 一侍に宿を提供した家一

(1)

八木町		茶染屋与三右衛門		名主吉太夫		米屋与右衛門	
堺屋勘七	近江屋長太夫	近江屋長太夫	越屋忠三郎	越屋忠三郎	越屋忠三郎	鎌谷屋太郎兵衛	鎌谷屋太郎兵衛
名主長良三郎太夫	名主吹田屋惣左衛門	名主吹田屋惣左衛門	越屋忠三郎	越屋忠三郎	越屋忠三郎	和泉屋加左衛門	和泉屋加左衛門
米屋彦左衛門	屋根屋太左衛門	屋根屋太左衛門	塩屋勘兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	魚屋彦三郎	魚屋彦三郎
紅屋七郎兵衛	紺屋三郎兵衛	紺屋三郎兵衛	桐野屋吉三郎	湯屋草伯	湯屋草伯	魚屋三郎右衛門	魚屋三郎右衛門
大工徳右衛門	大工源六	大工源六	煙草屋安右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	魚屋三郎右衛門	魚屋三郎右衛門
大工左次兵衛	野村一庵	野村一庵	鍋屋三右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	田結庄町	田結庄町
大工長右衛門	因幡屋七兵衛	因幡屋七兵衛	鎌谷屋理兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	油屋彦右衛門	油屋彦右衛門
白杉屋又兵衛	紺屋与市兵衛	紺屋与市兵衛	塩屋伝右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	岸田屋庄右衛門	岸田屋庄右衛門
大工源右衛門	大工文右衛門	大工文右衛門	尾崎屋長右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	八木屋次郎右衛門	八木屋次郎右衛門
大工久右衛門	岩村屋又右衛門	岩村屋又右衛門	鍋屋与一郎	湯屋草伯	湯屋草伯	福西屋加右衛門	福西屋加右衛門
米屋六右衛門	大工七郎右衛門	大工七郎右衛門	茜屋庄右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	兼屋久右衛門	兼屋久右衛門
紙屋半七	土器屋市右衛門	土器屋市右衛門	鍋屋喜右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	江原屋長兵衛	江原屋長兵衛
鎌谷屋八兵衛	大工九郎右衛門	大工九郎右衛門	鍋屋浄喜	湯屋草伯	湯屋草伯	升屋長右衛門	升屋長右衛門
伏見屋治左衛門	吉本屋徳右衛門	吉本屋徳右衛門	魚屋彦三郎	湯屋草伯	湯屋草伯	茶屋七右衛門	茶屋七右衛門
池田屋源左衛門	明石屋源兵衛	明石屋源兵衛	油屋作左衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	吉見屋小右衛門	吉見屋小右衛門
尾崎屋助九郎	大工義左衛門	大工義左衛門	魚屋町	湯屋草伯	湯屋草伯	傘屋喜左衛門	傘屋喜左衛門
鍋屋与市	吉岡昌宅	吉岡昌宅	和泉屋六右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	油屋九兵衛	油屋九兵衛
池田屋作左衛門	水落寿庵	水落寿庵	西屋甚左衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	油屋宗兵衛	油屋宗兵衛
大工伊左衛門	紺屋太兵衛	紺屋太兵衛	駿河屋長兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	目坂屋太右衛門	目坂屋太右衛門
麴屋平右衛門	杉原屋清兵衛	杉原屋清兵衛	大坂屋五右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	信濃屋文七	信濃屋文七
足駄屋吉右衛門	大工平右衛門	大工平右衛門	小嶋屋清左衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	鍋屋五兵衛	鍋屋五兵衛
絹屋与惣右衛門	屋根屋又右衛門	屋根屋又右衛門	松屋七郎兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	伊勢屋五兵衛	伊勢屋五兵衛
大工弥五兵衛	茶屋長次郎兵衛	茶屋長次郎兵衛	麴屋孫左衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	大鍛治又四郎	大鍛治又四郎
平野屋九兵衛	米屋六郎兵衛	米屋六郎兵衛	堺屋与兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	鯛屋弥兵衛	鯛屋弥兵衛
紺屋六右衛門	鍛冶屋与三兵衛	鍛冶屋与三兵衛	麴屋治兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	丸屋伊兵衛	丸屋伊兵衛
鍵屋源兵衛	大工七左衛門	大工七左衛門	鎌谷屋弥惣兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	船屋仁左衛門	船屋仁左衛門
桶屋清兵衛	大工七郎左衛門	大工七郎左衛門	鍋屋八郎兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	竹野屋勘右衛門	竹野屋勘右衛門
紺屋武右衛門	表具屋平七	表具屋平七	鍋屋喜右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	嶋屋吉右衛門	嶋屋吉右衛門
本町	茶染屋与惣兵衛	茶染屋与惣兵衛	煙草屋太左衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	鍋屋喜兵衛	鍋屋喜兵衛
油屋与惣右衛門	鍋屋喜右衛門	鍋屋喜右衛門	名主五郎右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	竜野屋弥惣兵衛	竜野屋弥惣兵衛
近江屋喜市	傘笠屋太兵衛	傘笠屋太兵衛	秋田屋惣兵衛	湯屋草伯	湯屋草伯	鍋屋利兵衛	鍋屋利兵衛
丹後屋与惣右衛門	宵田町	宵田町	大工喜右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	鍋屋庄之助	鍋屋庄之助
嶋屋六右衛門	吹田屋与兵衛	吹田屋与兵衛	紺屋三右衛門	湯屋草伯	湯屋草伯	川端玄清	川端玄清
						嶋屋喜左衛門	嶋屋喜左衛門

博勞町六左衛門・出町六郎右衛門・新町仁右衛門・川原町新左衛門らの名が残っている（但州叢書『享保年中勝手方覚書』出石神社蔵。彼らのもとに町人は五人組を組織し、それぞれの組に組頭が置かれて相互監視の任を負わされた。町家が領主へ納めなければならぬ定額の年貢は、屋敷地に対するもので地子米と呼ばれた。その額は平均一軒あたり一斗二升四合程度であった。

本町筋におもな商家が集中していたことは、一七〇六年（宝永三）の移封時に侍たちに宿舎を提供した町家が本町筋に多いことから分かる。すなわち材木町一〇、魚屋町二三、八木町二九、本町三七、宵田町一八、田結庄町二九、計一四六であるのに対し、端町は三九、まわりの村四二、寺二五である。これらの町家の当主の名を城下町だけ選び出して書きあげたのが表73である。宿を提供した家の中に、宿泊者だけ記入されていて当主の名が記載されていない家があったので、この表に記載されている家数とさきにあげた数字とは合わないところがあることを了承されたい。一覧を掲げたのは、屋号をとおして町に存在していた職種をある程度推測してみたいと考えたからである。

その結果、扱っていた商品をあらわすと思われるものに米屋六、鍋屋一三、紙屋一、足駄屋一、鍵屋一、油屋五、土器屋一、茶屋三、傘屋二、麴屋五、塩屋四、煙草屋二、魚屋三、酢屋一、骨柳屋一、ろうそく屋一、竹屋二、絹屋一などがあつた。職人的業種をあらわすものとして、大工一八、車屋一、桶屋一、紺屋九、鍛冶屋四、表具屋一、湯屋一、屋根屋二などがあつた。大工を除けば、これらがすべて当時屋号そのままの商品を扱ったり、職業に従事していたとは断定できない。しかしもともと関係はあつただろうから、これらをとおして町にあつた商家・職業の種類をある程度推測することができよう。

このほか、その出身地を屋号とした家も多い。それらは以上にあげたような商品を単独に、あるいは雑貨屋のように幾種類も扱うか、あるいは旅籠屋はたごなどを経営していたであろう。

一七七一年（明和八）当時、町家数は一三七六軒ほどであった。一七〇六年に宿を提供した家は一八五軒ほどであるから、町家数の一割強に過ぎない。したがって表3の一覧は町人の職種を網羅するものではなく、その一端を示したものである。残り大多数の住人も、小規模な商業、職人、あるいはのちに述べる町分田畑の耕作に従事していたであろう。

作事関係諸

宿を提供した町家の中に、大工の数の多いことが目につくだろう。このほかにもかなりの人

職人

がいたことは、一七〇六年（宝永三）作製の「材木町より田結庄町迄御堀側町至之図」に記されている八五軒の家のうち、一二軒が大工であることからでも分かる。城が木造であり、多数の侍屋敷をかかえる領主にとって、その修復・新改築に彼らが重要であるところから、数が多かったのだろう。

彼らの中で扶持を支給されて召し抱えられていた者を御大工といい、一八〇〇年ころ（寛政末）荒井善四郎・岩瀬源右衛門・福富久右衛門の三名がそれであった。代々この名を襲名し、幕末まで御大工をつとめている。うち筆頭は荒井善四郎で、元祖が信濃小諸時代に御大工頭となつてから子孫が代々この地位を受け継ぎ、出石へも随従してきた。岩瀬源右衛門の祖市左衛門は小出吉英に召し抱えられて、大手門・東門・西門など城門の建築に携わつたという。小出英安の代ころから御大工頭をつとめた。

松平家が入部して三年ほどのち、忠徳は対面所の建築を企てた。一七〇一年（元禄一四）四月に二代目岩瀬源右衛門もそれに加わることを命じられ、居間・広間・書院・玄関・台所・表門から周りの高堀にいたるま

第2節 近世中期の出石

表 74 出石町家、町別家数・人数
(1771年=明和8)

町名	家数	人数
八木町・鋳物師町	94	423
魚屋町	122	601
田結庄町	103	574
本町	102	467
宵田町・裏町	147	582
材木町	48	224
小御料庄町・博勞町	169	807
七軒町	82	
川原町	177	897
小人町	52	
宗鏡寺町	54	507
出町・寺町	94	
新水村	149	539
計	1,411	5,713

史料：桜井一太郎編但州叢書『出石封内明細帳』
(出石神社蔵)。

注：(1) 侍屋数は含まない。
(2) 水上村は出石町に属する。

での建築に携わった。仙石家が出石の領主になって四年目の一七〇九年(宝永六)正月に、三たび御大工を命じられ幕末におよんだ。福富久右衛門の祖も小出・松平両家に仕え、一七〇八年(宝永五)三月に仙石家に召し出されて御大工となった。ここに利用した史料『御作事御職人由緒書』は、その子孫福富久也家に蔵されていたものである。御大工方に付属した職人として召し

抱えられていた人たちを次に挙げよう。一八世紀初頭のころの当主の名を挙げる。御左官は永田次郎助、上田から随従してきた者で、二代目以後は宮本に姓を改める。柿師こけりしは湯村又右衛門、一七〇八年(宝永五)に召し出され、のち熊川太右衛門と改名し以後この名を襲名する。柿師とは屋根葺きの職人である。御木挽こぎまきは山本又兵衛、一七〇九年(宝永六)に新たに召し抱えられ、二代目以降は治郎兵衛を襲名する。御疊師は田中太兵衛、元祖は小出吉英が泉州岸和田から移ったのに従って出石へ来た。御普請組御中間として、松原勘七が一七五五年(宝暦五)より召し抱えられる。ほかに御中間として荒井助弥・幸八、御馬取りとして宅助らがあった。この人たちが指揮者となって作事＝建築関係の仕事を進めたのであった。



写真 231 鑄物師職許狀 (五歩一作治氏藏)

鑄物師と鍋屋 表73における屋号のなかで最も多い同じ名称の家は鍋屋で、一三軒もある。鍋・釜など鑄物師である。出石には鑄物師町という町名さえあるところからその数は多かった。そこで彼らが出石に移り住んだ由緒・数などを、五歩一作治家に蔵されている文書に基づいて探っていこう。

鑄物師とは、鑄鉄を鑄型に流し込み、鍋・釜・鐘などを製造する人々である。彼らは、中世には座を組織して技法の特権的保護を図ってきた。その全国的統率家として中世末か近世初頭のころであろうか、真継家があらわれ、全国の鑄物師を支配するようになった。その統制力は強力で、鑄物師たちの諸役免除の特権を

保護したり、新規鑄物師の営業を禁止するなどして、支配下の鑄物師を保護する反面、真継家の代替わり、あるいは鑄物師個々の代替わり、つまり継目ごとつぎめに上京させ、「鑄物師職許狀」を書き替え、その手数料を納める義務を負わせていた。許状のない限り新規に鑄物師を開業することはできなかつたのである。明治新政府の支配になってから、鑄物師たちは新たに税を課せられ、真継家の支配から次第に脱するようになった。このころ、真継能弘は同家に保存されていた古文書を整理するとともに、鑄物師登録台帳ともいふべき『諸国鑄物師名寄記』を編纂した。一八二八〜五二年(文政一〜嘉永五)ころの鑄物師人名が集録されている。これをもとに松村治右衛門は一八七九年(明治一二)に、『由緒鑄物師人名

録』を編した。治右衛門は越前国今立郡五分市村(現武生市)に居住していた(村内政雄『由緒鑄物師人名録』東京国立博物館紀要第七号所載)。

真継の『諸国鑄物師名寄記』によると、但馬内には九人の鑄物師があり、うち五人は出石の人である。すなわち五分一小兵衛、坪井七郎右衛門、太田治三郎、五歩一与一郎、五分一九郎右衛門らである。明治になると但馬全域では一五人が増え、うち出石の人は七人となる。各地に一人ずつ点在する中において、出石だけには数人が集中しているところから、出石は鑄物製造の中心であったことが分かる。彼らのほとんどは鑄物師町に居住していた。

一八三一年(天保二)に写しとられた出石城下絵図の鑄物師町に、釜屋喜左衛門(坪井)・釜屋市郎右衛門・釜屋与左衛門・釜屋儀兵衛門・釜屋治三郎(太田)、宵田町に釜屋九郎右衛門(五歩一)らの名が載っている。

(一)内に姓を付したものは、『諸国鑄物師記』の名と一致しているところから、出石の鑄物師は「釜屋」を屋号としていたことが分かる。

姓を付していないものたちは、おそらく五歩一姓の人たちであつただろう。『五歩一市郎右衛門家家譜』(五歩一作治著)によると、五歩一家の祖は松村姓を名乗り、鑄物師棟梁家の一員として一七世紀初頭(慶長のころ)越前国五分一村に居住していたが、のち兄のもとを去って諸国を遍歴するうち出石へ来て、長良三郎のもとに寄寓し、その世話で宵田町上ノ町いわゆる鑄物師町に屋敷をかまえ、鑄物業を始めたという。そして出身地名を姓に五分市平右衛門と称した。

『諸国鑄物師名寄帳』に名が載せられているころの当主は六、七代目あたりのようで、釜屋小兵衛といっ

た。その分家に与市郎、喜左衛門、市郎右衛門、九郎右衛門、小衛門らがあった。鋳物師は火を扱う職業であるところから、その屋敷は集中的に配置されたと考えられる。そして鋳物師町の名が起ったのであろう。前にも述べたように但馬内の鋳物師は出石以外に、養父郡広谷村、気多郡芝村、城崎郡森村、二方郡金屋村に各一人と各地に点在していた。したがって江戸時代に、出石は鍋・釜など鋳物生産の中心をなしていたわけである。その販売に関係していた家が鍋屋を屋号としたとすれば、鍋屋の数が多いのは当然と理解できよう。

紺屋

次いで多いのが紺屋の九人である。紺屋とは藍で染めるところから起こった名称で、染物屋を指す。領主へ運上を納めて城下町の染物の独占を許された人の現れた最初は、一五九〇年(天正一八)であったという。運上米は四役合わせて米二〇石であった。間もなくその人は出石を退去したので、残りの紺屋たちが一五九三年(文禄二)改めて権利を引き継いだ。そのときの安堵状は次のとおりである。

覚

御用染物役

石灰役

手紺屋役

在々紺役

運上場所

東八坂、西鍛冶屋村井溝、南山椒畑、北久保谷切可申付、右之通以来運上年々上納可致者也、

文禄貳癸巳二月

坂井平九郎

御城下紺屋江

御用染物役は藩用の染物に対する運上である。衣類のなかには看板(法被)は(つび)もあった。石灰役は石灰の販売権に課せられた運上であった。領内では城下の業者だけが納めている。手紺屋役は城下町住民の染物需要に対する町の紺屋が納める運上で、在々紺屋は領内村々に存在する紺屋が納める運上であった。四種Ⅱ四役合わせて町升二〇石と定められた。町升は本升より小さく、町升一・二石が本升一石に相当した。したがって町升二〇石は本升にして一六石六六合であった。町升にして二〇石の運上のうち、一七石は城下の紺屋が負担し、残り八石は村々の紺屋が負担した。その内訳は表75に記したが、合計は四石四升七合九勺になる。一石四升余多く(多目)になっている。

城下の紺屋が納める一七石、本升にして一四石一斗六升六合六勺は、一六六七年(寛文七)に四石一斗六升

表 75 小物成紺屋役上納村名 (1593年=文禄2)

郡	村	米 高	指数	郡	村	米 高	指数
出 石	宮内 田多地	斗 勺 .618	1	美 含	竹野浜	斗 勺 .309	0.5
		1.236	2		下塚	2.472	4
	嶋	.618	1		林	2.472	4
	寺坂	4.944	8		森	1.236	2
	中山	1.236	2		轟	.618	1
	中久	3.708	6		香住	1.236	2
	佐々木	1.236	2		須谷	2.472	4
	弘原下	1.236	2		一日市	1.236	2
	〃中	1.236	2		森本	.618	1
	養 父	宿南 大杉 浅倉	.618		1	久斗	1.236
2.472			4	無南垣	1.236	2	
.618			1				
氣 多	府市場 江原田 宵岩中	2.472	4	計	40.479	65.5	
		1.236	2				
		.618	1				
		1.236	2				

史料: 「紺屋覚書」(京都市 長良政雄家文書)。
注: 指数は6升1合8勺を1とみなして計算、出石町の17石は指数にして275となる。

六合六勺が減じられて一〇石になり、一六八二年（天和二）に再び嘆願し、八石五斗となった。このころ紺屋は三〇軒余あったが、その後次第に減少し、一八三一年（天保二）ころには一〇軒余になっていたという。彼ら城下の紺屋が得意先とするところは、東は八坂、南は山椒畑、日野辺村との境付近であったろう。西は鍛冶屋村井溝、北は久保谷すなわち町分を含めた出石がすっぽり入る範圍と定められ、ここには村々の紺屋が染物需要を求めて入り込むことはできなかった。その独占の代償として、村々にくらべて多額の運上を納めていたのであった。それだけに村々の紺屋としては、城下の業者がうらやましいところだったろう。そして、統制もややゆるんできていたのだろう。

一八二二年（文政五）に養父郡伊佐村紺屋源兵衛が染物取り集めに入ったのを取り押さえたが、一八三一年（天保二）にも同人が入ってきた。出石の紺屋たちは源兵衛の荷物を押収し、「段々御運上次第古法之儀相對仕候得共、一向聞入不申、無抛荷物留置候処、荷物之儀差戻し候様被為仰付候ニ付、其促相戻し候」という結果になった。伊佐村の源兵衛は特別な間がらの家の需要を満たすため、入り込んだのかもしれない。そのため押収した荷物は返すように命じられたのだろう。しかし当時の藩の姿勢がある程度ゆるんできているのを感じさせる。これにいらだった城下の紺屋たちが、古法の再確認を求めて一八八一年（天保二）三月に、名主三郎太夫のもとに嘆願書を提出している。本項はこの事件に関する文書によって記述した。

ほかに桶屋・鍛冶屋・表具屋などの職人的職業の町家があったが、史料が残っていないのでその説明は省く。代わって商家について次に述べたいのであるが、商家の活動は藩の財政運用と深くかかわっている。そこで、そのかかわりをおして商家の姿をうかがいあがらせることにする。

激しい経済変動

前節にも述べたが、享保年中ごろ藩はたいへん資金繰りに苦しんでいた。経済変動の大

に苦しむ藩財政

きかったこともその一因である。まず貨幣の改鑄である。一七一二年（正徳二）に新井白

石は、それまでに乱発されていた悪質の金貨を良質の正徳金に換えることを明らかにした。とたんに貨幣信用の低下をもたらし、物価騰貴を招く。

一七一年（正徳元）に米一石当たり五八匁五分であった出石銀納値段は、翌年には八九匁五分、翌々年には一三三匁、つづいて一五五匁、一一六匁、一二九匁、一一三〜一二八匁と上下し、一七一九年（享保四）には一五六匁となった。この騰貴を安定させるため、徳川吉宗は一七八年（享保三）に正徳金に換えて享保新金と呼ばれる貨幣を鑄造し、強制的に旧貨幣と交換することを令して物価下落を図った。その交換比率は金貨の場合、旧貨幣一〇〇両に対し新貨幣五〇両、銀貨の場合一〇〇匁に対し二五匁であった。物価は新旧通貨交換により、強制的に金遣い経済圏は二分の一、銀遣い経済圏は四分の一となったのである。関西は銀貨による取り引きを主としていたところであったから、これが施行された一七一九年（享保四）には、出石銀納値段も新銀三九匁となった。そしてしばらく銀納値段は四〇匁前後が続く。ところが一七二九年（享保一四）には三二匁となる。

藩の入用は収納した貢租を販売して得た貨幣によって賄われる。米穀値段の低落はすなわち減収を意味する。移封以後財政に苦しみ続けてきた仙石家は、相次いで大規模な藩士知行借り上げ、つまり上げ米を実施したことについては前節に述べたが、当座のやりくりとして領民へ御用銀を申し付けることもしばしばであった。そこへ米穀値段の低迷が続いたものであるから、一七二九年（享保一四）にはどうにもやりくりがつか

なくなり、多額の御用銀徴収を意図した。その依頼の態度に領主と領民の関係がつぶさに表れているので、若干冗長のおそれはあるが経過を述べておきたい。

多額の御用

同年に藩が希望した御用銀総額は銀三五〇貫匁であった。同年末の一石当たり銀納値段段三二

銀賦課

匁で除すると、米穀およそ一万一〇〇〇石に相当する。藩収納総額のほしい三分の一である。

その内訳は次のとおりであった。

七九貫〇〇八匁六分五厘

享保一二年一二月一三一年一二月の御用立て銀月利息二パーセントの元利とも

も借り受け継続分

五四貫九一二匁七分九厘二毛

当年(享保一四)六月までの御用立て銀月利一・八パーセントの元利とも

借り受け継続分

二一六貫〇七八匁五分五厘八毛

当年七月以降来年夏までに借り受けたい分

内

一一六貫〇七八匁六分一厘二毛 当年秋までに差し上ぐべき分

一〇〇貫匁(ほど)

来年夏までに差しあぐべき分

享保一四年六月までに御用立て銀として借り受けた銀のうち、未返済となっている分を当年も返さず、借りたままにしてほしい。そのうえ、当年から来年夏までの間に二一六貫匁余御用立て銀として上納してほしいというのであった。これを承知させるため領内の主だった者たちを対面所に召し出し、藩主仙石政房自らがその場に出て依頼の趣旨を申し渡し、のち料理を与えることにした。その日は六月一九日午前一〇時と決

められた。この日召し出された者たちは

出石郡山之中

桐野村大庄屋甚太夫

久畑村大庄屋平右衛門

栗尾村大庄屋善兵衛

佐田村小庄屋九郎右衛門

中藤森村小庄屋善二郎

天谷村小庄屋平兵衛

日野辺村小庄屋太郎兵衛

鍛冶屋村小庄屋九右衛門

出石郡下郷

宮内村大庄屋市郎右衛門

伊豆村大庄屋九郎右衛門

袴狭村小庄屋善太夫

森尾村小庄屋長兵衛

荒木村小庄屋六郎左衛門

香住村小庄屋豊右衛門

尾崎村小庄屋新四郎

片間村小庄屋七郎兵衛

気多郡

上郷村大庄屋理右衛門

堀村大庄屋新兵衛

万場村小庄屋利左衛門

岩中村小庄屋孫右衛門

上石村小庄屋弥兵衛

清冷寺村小庄屋源次郎

養父郡

上小田村大庄屋勘右衛門

伊津村大庄屋与惣左衛門

宿南村小庄屋次郎兵衛

広谷村小庄屋吉兵衛

夏梅村小庄屋三郎兵衛

大屋市場村小庄屋清兵衛

高柳村小庄屋惣右衛門

養父市場村小庄屋弥兵衛

御用達養父市場村与右衛門

美含郡

坊岡村大庄屋弥吉

中野村大庄屋治部

香住村小庄屋勘助

無南垣村小庄屋新左衛門

早渡村小庄屋次右衛門

林村小庄屋孫太夫

竹野浜村小庄屋八郎右衛門

播州

繁昌村大庄屋嘉太夫

久保木村大庄屋彦左衛門

古川村小庄屋兵左衛門

池上村小庄屋長左衛門

町方

名主三郎太夫

同又右衛門

同惣左衛門

同孫右衛門

同吉太夫

同多左衛門

御用達

湯屋甚左衛門

同理兵衛

同新八

同新吉

和泉屋勘九郎

池田屋佐左衛門

米屋孫七

小庄屋

博勞町六左衛門

出町六郎右衛門

新町仁右衛門

川原町新左衛門

彼らが招じ入れられた座敷は、大書院次の間から使者の間にかけてであった。名主・大庄屋・小庄屋・御用達の順に席に着いた。そして大書院次の間に藩主政房が現れる。その着席を待って郡奉行伴十右衛門がま

ず披露する。

「名主・大庄屋・小庄屋・御用達の者ども、今日御用に付き御目見え仰せ付けられ、有り難き仕合わせに

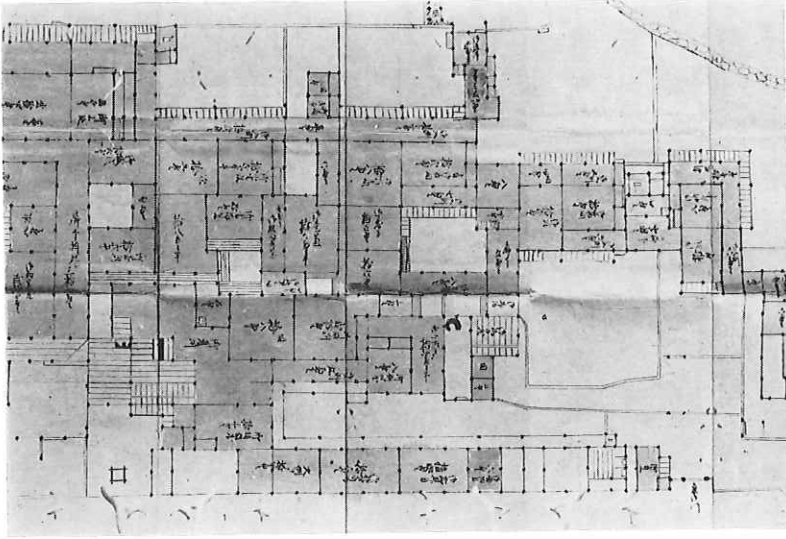


写真 232 御 対 面 所 絵 図・部分 (八鹿町伊佐 小出格氏蔵)

存じ奉ります」

次いで藩主が召し出しの趣旨を述べる。

「御先代より数年勝手方不如意に付き、年々、町
 ・在々へ御用銀申し付けてきたところ、いづれも
 相働き満足に存ずる。然るところ、近年京都町人
 森庄左衛門と申す者に相頼み、深切に精出しけれ
 てはいるが、そのあとも出費が多く、その上、累
 年米穀段々下値となり、勝手方取り続きの筋相見
 えず、よって当所いづれも渡世に難儀致すとは相
 察するが、よんどころなくこのたび銀子用立ての
 儀相頼む。もつとも返済の儀はまったく如才なき
 つもり故、この節何分にも精出し相働くよう頼
 む」

り
 これを受けて郡奉行小倉武兵衛が参会者一同に代わ
 り
 「このたび仰せ付けられましたる御用向き、謹ん
 で畏れ奉ります。何分にも精出し相働き申し上げま



写真 233 御対面所土居の遺構 (弘道小学校)

す」と述べる。次いで用人岩田丹太夫が

「御目見え仰せ付けられて御意成し下され、そのうえ御料理頂戴仕まつるよう仰せ出だされ、末々冥加至極有り難き仕合わせに存じ奉ります」

と述べて御目見えは終わり、このあと料理が出される。この席で藩主が述べた趣旨は文書にされ、代官を経て名主・大庄屋・小庄屋らへ渡されるが、その文面について事前に次のような注意を、充分名主らに申し伝えるようにと代官は命じられる。すなわち

「御意の趣、末座の者ハ不承儀も可有之候。依之拙者共覚ニ書付申候間、必共、上より出し候書付ニ而ハ無之候。左様ニ可相心得候。此之通得斗各々より今日罷出候大庄屋小庄屋共へ可被申聞候事」

というのであった。御用銀に応じない者のあったことが分かる。その際、藩主自らの依頼書の形式をとれば、彼らの対応によって藩主の権威がそこなわれることになる。それを避けるため前記のような配慮がなされ、記録に残っている文面は家臣が藩主の述べたことを申し伝える形式でつづられている。料理は一汁三菜、酒は銚子二本ずつが添えられた。給仕には足軽三〇人が羽織袴はなまきで出座した。この席へ用人・郡奉行・町奉行、さらに代官たちは残らず顔をだした。

享保年中勝

手方覚書

以上のような措置を講じた最も大きなねらいは、京都商人森庄左衛門に借りていた銀の返済に充てることであつた。いわば借金の肩代わりである。ところが一七二九年(享保一四)九月に入つて大風雨に見舞われ、美含郡領内で三〇〇〇石ばかりの損失が生じたという情報が入つた。たちまち年貢収納高に響く。早速に森庄左衛門に通報し、同年の返済額の減少をあらかじめ心づもりさせておこうという意見が勝手方担当役人たちの間に起つた。他方それに反対する意見もでた。

とにかく同年の出費計画の抑制にかからねばならない。当時の勝手方事務の実質的統括責任者は、用人の岩田丹太夫と吟味役金沢半蔵であつた。二人は他の用人たちとも協議し、閏九月うすつき一八日の午後四時ごろから、対面所に用人・郡奉行・勘定奉行・免奉行・吟味役らを集め、その対策を図ることにした。その席で丹太夫は次のことを提案した。米切手を発行して借り上げた

「豊岡町人絹屋惣兵衛・河守屋与兵衛・丹後屋庄三郎らの一五五〇石分

美含郡大庄屋坊岡村弥吉・中野村治部らの口入れによる美含郡領内の八〇五石余の分

出石町人湯屋新八・吹田屋惣左衛門の四〇〇石

年賦で返済を約束していた養父郡与右衛門・友右衛門・三郎兵衛らの当年分三二石五斗余

同じく上郷村大庄屋利右衛門への当年分一三石余(表77参照)」

以上の返済を当年は断り、その分を森庄左衛門への返済にあててはどうかというのであつた。これに対し郡奉行小倉武兵衛は、「とにかく米値段を決めて収支をはかり、そのうえで当年の不足分を見積もり、具体策を決めるがよからう」と提案した。一同これに賛同し翌日から会所において作製にかかつた。その結果を表

第5章 近世の出石

表 76 1729年(享保14)藩財政総括見積表
(享保14年9月現在作成)
(歳入見積高)

	石 合
三か年平均収納高①	33,921.287
内 { 藩士禄米支給分②	16,349.100
{ 財政方納入分③	17,572.187
<hr/>	
(歳出見積高)	
定引物	864.980
藩主台所入用	4,887.760
領民への貸付・扶助分	802.100
大豆入用分	110.000
切手発行分	5,903.1014
江戸・出石遣い用利息とも	8,991.590
江戸扶持方利息とも	3,209.750
小 計	24,769.2814
銀給付による返戻可能切手	3,832.1014
発行切手中会所に残存分	1,200.000
小 計	5,032.1014
差引歳出見積総額④	19,737.180
差引不足分(③-④)	△ 2,164.993

史料：但州叢書『享保年中御勝手方覚書』(出石神社蔵)。

注：①3か年平均は享保9～11年をさす。

②上げ米期間中であるから、禄米4,000石ほどが財政方へ回されている。

示したのが表76「一七二九年(享保一四)藩財政総括見積表」と表77「一七二九年(享保一四)歳出明細見積表」である。同年は上げ米実施期間中で、三八〇〇石ばかりが藩士知行から借り上げられて財政方へ回されている。それでいてなお不足が出ている。

この資料をもとに閏九月二二日暮れ時から対面所において再び協議に入った。しかしどれを削っても難しい問題をかかえているので、言い出し方が難しいらしくだれも顔を見合わすばかりであった。というのも岩田丹太夫の提案と、小倉武兵衛の意見が対立していたからである。そこでおのおのの意見を書面にしたためて出し合おうと武兵衛が提案すると、丹太夫もこれに賛成した。平たくいえばどちらを採るかを記名投票し

第2節 近世中期の出石

表 77 1729年(享保14)歳出明細見積表

	項 目	支 払 高	説 明
藩主台所入用	御 上 納 米	石 合 600.000	拝領高1万石につき100石ずつ幕府へ上納 藩主屋敷飯料 社寺献納米 借入銀返済
	御 側 米	402.760	
	御 白 米	56.000	
	御神料寺院方	199.000	
	小 払	100.000	
	森庄左衛門納入	3,500.000	
	御女中扶持小計	30.000 4,887.760	
領民への貸付・扶助米	佐食米利息	66.900	村々窮民用夫食購入223石に対する利米補助 返済延期分に対する返済実施 気多郡納屋村へ貸し付け 船主仲間・漁師に対する貸し付け 養父郡 与右衛門, 友右衛門, 三郎兵衛へ 対する年賦返還金 上郷大庄屋利右衛門へ対する年賦返還金 上郷大庄屋利右衛門へ 美含郡訓谷村
	久畑・小谷延米	114.000	
	納屋拝借	90.000	
	船中・漁師拝借	449.200	
	年賦渡し米	32.500	
	年賦渡し米	13.020	
	御用銀利息	20.620	
	火災救助米小計	15.860 802.100	
大豆	味噌入用料	大豆10.000	藩主屋敷味噌用 厩舎の馬の飼料
	馬飼料	//100.000	
	小計	110.000	
切手発行分	上田弥蔵	1,540.000	出石町人 豊岡町人 吹田屋惣左衛門・湯屋新八 出石町人 // 絹屋惣兵衛・河守屋与兵衛・丹後屋庄三郎 養父郡八鹿村商人 坊岡村弥吉・中野村治部
	絹屋惣兵衛	200.000	
	出石町人2人	1,054.200	
	湯屋甚左衛門	72.000	
	茶染屋新助	36.000	
	松沢左太夫	295.000	
	豊岡町人3人	1,550.000	
	八鹿久右衛門	119.521,6	
	下目付吉郎兵衛	199.440	
	美含郡大庄屋	805.939,8	
	台所借り渡し小計	31.000 5,903.101,4	
藩務入用	江戸出石遣い	8,017.990	内米5,423石290合,大豆2,594石700合 米価違いによる増加分
	借入銀利息	973.600	
	江戸扶持方米	2,192.000	
	上記増し分	667.750	
	上記借入利息	350.000	
	計	23,904.301,4	

ようというのである。

しかし大事な問題なので、この場ですぐということにはためらいがある。一晚考えたうえで入れ札（投票）に参加したいという岡部善右衛門の意見をいれて、その日は散会した。翌二三日再び一同は対面所に集まった。このとき、吟味役ら二人は目付も兼ねている性格上、この入れ札には参加しないがよいと考えるといって、入れ札しなかった。吟味役金沢半蔵が札を開いてみると、用人・勘定奉行らは丹太夫と同意見、免奉行二人は侍らの扶持を今より多く借り上げて間に合わせるがよいとの意見であった。郡奉行小倉武兵衛・伴十右衛門・渡辺清太夫の三人は、風水害による損失を少なく見積もって減免を少なくしたり、蔵米払い出し値段をつり上げるなど主として米値段の操作によって、この不足分を生み出そうという意見であった。結局意見は分かれたままであった。そして武兵衛はあくまで丹太夫の提案に反対した。彼はその論拠を第一回会議のあと文書にまとめて同役たちに預けていた。それをこの場に提示してほしいとの武兵衛の求めに応じ、伴十右衛門が懐中から取り出し一同に披露した。その内容を口語訳をもって次に紹介しよう。番号はのちの引用の便のために筆者が仮につけたものである。

口上の覚

一 先夜対面所において寄り合いがありました節、豊岡町人はじめそのほかへも差し出しました切手を、お断りになられます由承りました。評議は一致せず、そのとおりに決まりませんでしたから、意見は申しませんでしたが、私の了見ではこの儀決してまかりならぬ儀と存じ上げます。なぜなら今年の夏、殿様直々に領内へ御用銀お頼みなされましたとき、私どもはこれ以後、どのようなことがあろうとも御無心は仰せ

られないと申し渡しました。それから半年も過ぎない今、郡中の者たちが先に切手と引き換えに差し出してくれました米の返済を断り、切手を回収しないままにおくというようなことができませんか。愚味ぐまいの私などにはまかりならぬ儀と存ぜられます。

二 豊岡の者の千五百石をお断りなられます由、彼らは出石領内に多くの田地をもっている者たちですから、年貢の代わりにとって切手を納めましたなら、いかがなされますか。お断りの使者にはだれがたちますか。おそらく出石御用達吹田屋惣左衛門・湯屋新八に仰せ付けられるでしょうが、この兩人も御用立てして切手を所持している者たちでございます。表面は取り持つように致すでしょうが、心から責任をもって取り持つとは考えられません。

三 先年御役所の時分、家中への禄米支給として切手が渡されたときがありますが、年貢収納の時期になっても現米が渡されず、二、三年繰り越されて切手の信用を著しく落としたことがございます。しかしこの一兩年、こちら切手(郡奉行請印の切手たろう)といえは信用があると評判を得ております。そのときに前述のような措置をとられますと、いよいよ切手信用は落ち、切手は通用しなくなるでしょう。村々もなかなか納まりません。

右のように申しますと、郡奉行どもの処置がよいので郡奉行の印形は信用がある。領民たちもそう言っているように受け取られるかも知れません。しかし私どもは日本の大小の神祇に誓って、そのような気持ちをもっているものではございません。私どもの印形が信用されますのは、殿様の御名代として押しているからです。つまり私どもの印形はすなわち殿様の御印形であると信用されているからです。御用の文言

〔藩発行を証明する文言〕が入っていない切手に、私どもが印形を押しましてもだれが用いてくれましょう。流通はいたしません。この点お考え下さい。

右のように考えますので申しあげました。もしおのおの様には、切手は預けおいたままで、今秋の返済は断り、延期するがよいとおぼしめして、その旨殿様に言上なさいますようになりますならば、愚昧^{ぐまい}千^{せん}万^{まん}なる私ではございますが、私の考えも殿様に申しあげていただきたく存じます。病中ゆえ、口上書をおのおの様へ差し出しました。

閏九月二一日

小倉武兵衛

御用人中様

御郡奉行中様

御勘定奉行中様

御免奉行中様

御吟味役中様

郡奉行たちが、切手を発行して借り上げた銀の返済を断るといふ丹太夫の考えに反対したのは、借り上げ仲介の労をとったのが郡奉行たちだからであろう。彼らの面目はつぶれることになる。だから、武兵衛の対案のなかには、「岩田丹太夫の口入れで借りた銀一〇貫匁の今秋の返済は断れ」との一項が入っているのである。支出抑制策をめぐるこの対立は、藩の歴史にとどめるほどの重大さをもつものではない。しかしこれによって、藩財政運用上の具体相や、融資獲得、その返済をめぐる経過とつまずきによって生じる波紋

から、当時の藩と商人・領民との関係の具体相をうかがい知ることができるので、とりあげたのである。そこで、さらにその経過を追ってみよう。

返済延期に抵抗す 結局、郡奉行小倉武兵衛の意見は退けられ、用人岩田丹太夫の案が強行されることにな

る商人・大庄屋 った。そして一〇月一九日出石御使者宿に豊岡町人絹屋惣兵衛・河守屋与兵衛・丹後屋

庄三郎の三人が迎えられ、真綿三把びずつ与えられ、料理が下された。相伴しよばんには出石町人吹田屋惣左衛門・湯屋新八の二人が加わった。そのあと対面所へ呼び出し、用人・役人らが参会して、当年の窮状を述べ、御用立ての銀(米一五五〇石相当)に利子を加えたうえ、据え置きにする旨を頼んだ。三人は、自分らの銀ではなく、方々から借り集めて融通したのであるから、返銀をお断りなられては自分らがつぶれてしまう、といつてがんに承知しなかった。やむなく惣左衛門・新八が仲に入って三人をひとまず豊岡へ帰らせ、のちに惣左衛門らが豊岡商人三人を訪ねて説得にあたるよう申し付けられた。

小倉武兵衛の注記に、絹屋惣兵衛ら豊岡商人三人は、こちらから帰るとすぐ豊岡藩役人へ願書を出したという。「出石へ他借銀して御用立てし、質米を豊岡町蔵へ預かっていたのであるが、出石侍衆の飯米不足のためそれを融通した。ところが返済が延引して今日におよんだので、やむを得ず出石へお願いにあがり、お取りあげなければ江戸表へ訴え出ようと思う。ついては、どの道身上しんじやうはつぶれると思うので、豊岡にあっては藩へ御迷惑がかかる。三人の者の豊岡藩領民の籍をけずってほしい」というのであった。

豊岡藩家老石束源兵衛はこれを受理し、帳外れにしたからには、豊岡藩にはかまわず出石へ申し出るがよい。しかしくれぐれも軽率な振る舞いのないよう申し付けたという。三人は家屋敷を債権者らへ引き渡し、

久美浜へ移って訴訟にかかる構えであった。

一〇月二三日には八鹿の久右衛門が使者宿に招じられ、料理が下された。相伴は白杉平兵衛であった。そのあと対面所へ呼び出され、返銀延引の依頼がなされたのであったが、久右衛門もなかなか承知しなかった。自分が用立てた銀は少分(采一・一九石余相_三)ではあるが、これは自分のものではなく借り銀である。銀主たちへ断りもなくお請けするわけには参らぬ。そのうえ、いつ返済なされるかも承っていない。期日を約定していただければ銀主(借権者)どもへも申し開きができよう。豊岡商人ら三人も納得していないと聞く。何とぞ良い処置をお願いしたいというのであった。

出石町人吹田屋惣左衛門と湯屋新八に対しては、一〇月二五日対面所において、用人・役人ら立ち会いのうえ、お断りの申し渡しがなされた。兩人がいうには、この春、上田弥蔵が同様の申し渡しを受けた。そのおり、藩には藩士たちへ支給する扶持米が無かった。弥蔵はもう調達してくれない。その代わり是非にと頼まれ、兩人が町内の商人・酒屋へ働きかけ、それぞれから二〇石、三〇石、また七、八〇石と寄せ集め納めた米である。彼らは、この米は今年の年貢あるいは酒米にと、あてにしている。したがって、今、その返済を断られては、早速にお請けするわけには参らぬ、何とぞご慈悲を願う、とつっぱねた。藩役人は再度兩人を対面所へ呼び出し、ついには承諾させたもようである。

一〇月二三日、用人らは下目付福岡庄作に対し、美含郡大庄屋の口入れて用立ててくれた八〇五石余のうち、三〇〇石の本年末返済を断ってくるようにと命じた。庄作は二四日に坊岡村大庄屋弥吉宅に着き、この旨を伝えた。弥吉がいうには、



写真 234 御対面所跡に建つ弘道小学校

け下さいますようにはしていただけませんか。」

さらに続けて、

「次のことは決して御用人様には申しあげず、この場限りにしていただきたいと存じます。当夏、御用銀を申し請けましたとき、小庄屋・用達らは退座し、名主・大庄屋だけが残ったところへ森庄左衛門がまかり出で、御用人様列座の席で次のようなことを申しました。自分はお頼みを受け大分金を御用立ていたしました。返済お断りを受けたなら従わずにおれませぬ。皆さんは御下におられるのですから、このたびのお頼みに随分精出していただきたく存じます。このちはどんなことがあろうと御用銀は仰せ付けられな

「仰せられましたこと承知致しました。上と下との関係にございます以上、できないと申されてはいかんともしようがございませぬ。ただしこのことは申し入れておきたいと存じます。今年の夏、お殿様直々の御用銀お頼みを受けましたとき、是非御用立てせねばと覚悟を決めました。そして、このたびの御用銀割り当て分を納めなかったなら、前に御用立てした米の本年返済が行われないからといって、御用銀上納を促すことにしようと、中野村大庄屋治部と申し合わせて取り組みました。その結果、すでに今年割り当て分の七割方は納めています。それなのに、今、返済を断るとの仰せはあまりにも酷かと存じます。今年の暮れには残らずお返しいただいて、春二月ごろに御用銀申し付

いでしょう。その金はいっさい自分のもとへは入れません。返済については自分が引請人となって保証します。万一移封がありましたなら、自分の金をもって返済に応じます、というのです。この点がどうも分かりません。殿様は御老中か大坂御城代になられるため、お所替えがあるとの噂うわさが所々で聞かれます。そうなったとき、どこへ返済を求めに申し出たらよいのでしょうか。庄左衛門は自分自身お上から返済を受けないでいて、そのうえ自分の金を私たちへの返済にあてると申しています。いうだけのことだと思いません。明日にでも大変なことが起こりそうなとき、だれが千両もの金を貸せるでしょうか。ただし大風雨のためつづれかかっている美含郡ではございますが、御郡奉行様御請け合の切手をお渡し下さいませときは、なべかま売り払うてもご要望におこたえする覚悟でやってまいりました。御用人様たちはこの心持ちもおくみとり下されず、今回のような仕打ちをなされ、心外千万にございます。」

切手を発行して借りあげた銀の返済延期は結局強行された。その反応に商人と大庄屋では若干相違がある。前者は極力拒否したのに対し、大庄屋は留保意見は述べながらも一度で承知している。郡奉行の意見がくみとられて返済延期が三分の一程度にとどまったことを評価したからであろう。そして大庄屋弥吉は郡奉行の請け印を押した切手の信頼感を表明している。領民支配機構のなかに位置する郡奉行と大庄屋の関係がうかがい知れるひとこまである。

また興味があるのは、弥吉の不満表明のことばのなかに、このころ藩主政房は老中か大坂城代へ就任することも知れないとのうわさのあったことである。当時奏者番であった政房は、しきりと幕府要職就任を旨として運動していたのではないか。そしてこれから五年後に寺社奉行となる。仙石家歴代藩主のなかで、ここま

で昇任したのは政房だけである。

返済延期の対象となった借銀は、すべて切手によるものである。では切手とはいったいどんな機能を果たしていたのであるか。そのことを次にあらためて考察してみたい。結論めいたことを先に述べれば、切手は約束手形に類するものであろう。年貢米引き渡しを担保条件にした借銀の証書である。切手とあるからには藩札に類するようなタイプであったのかもしれない。そしてこれは約束の期限がくれば米に代わるものであるから、現米同様の信用をもっていた。もし約束が履行されず「から切手」となった場合、次のような都合が起ころ、と小倉武兵衛は警告している。

「町方にも切手が用をたさなくなりすると、以後、藩の米の売り払いが難しくなります。町方には米を貯え置く所のないものが多いですから、これまで現物は藩の蔵に置き、切手を渡すことにより米の売り払いを成立させました。ところが今度は切手では承知せず現米を要求します。しかし貯蔵所がありません。いきおい町方の者たちは藩の米を買ってくれなくなります。また切手の信用があるときは、藩の蔵に米はなくとも米の売り払いができました。切手さえ持っておれば、直接生産地の村からでも米が入手できるよう藩に計らってもらえる、という安心があったから、商人たちは切手でもって米の買い取りに応じたのです。これができなくなりませう」というのである。

また切手は貨幣の代用機能をもっていた。吹田屋惣左衛門と湯屋新八の口上に、「お上のご要請にこたえようと銀を調達し差し出しました。そして引き替えに受け取った切手のなかには、払い切りに使った分もありません」と述べている。切手で物資を購入していることが分かる。こうして藩は収納した米の換金にあ

たつては、もっぱら切手を利用していたのであった。これによって現物移動がたいへん節約できた。たとえば表77の場合、「切手出し置き候分」の五九〇〇石余は、現物を移動させずに売買が成立しているのである。ともあれ、切手発行は米の先売りであるから、藩は当然利子を負担しなければならぬ。御用銀にも利息が付加されて返される。その利率は月一分八厘二分が相場であった。年利率は二一・六〇二四・〇パーセントとなる。米切手にもこの程度の利率が適用されていたとみてよからう。ただし、米切手の場合は担保がしっかりしているから、融資を受けやすいという利点があるだけに、幾分利率は低かったかもしれない。

これらの融資の返済期限は、だいたい半年〜一か年であった。借銀の返済のために次年度の借銀をする。これの繰り返しであった。利子負担分だけいらぬ出費ということになる。もし、担保物件を特別に設定せず、しかも無利子で融通資金を手に入れることができるのであれば、藩財政は大いに助かるはずである。この条件を満たしてくれるものが藩札発行である。はじめ引き替え準備銀を積み立てておき、これの何倍かの藩札を準備する。そして藩財政の必要に応じて発行する。たとえば表77の「切手出し置き候分」の切手に相当する銀は、藩札発行によって賄うのである。年末になると年貢米・大豆が入ってくるから、それを売り払うと先の発行分は回収できる。

また一七二九年（享保一四）、夏に藩主直々に依頼するという仰々しきで臨んだこの種のご用銀も、藩札発行でもってかなりしのげるのではないかと思う。同年に依頼した三五〇貫余のうちには、前年までのこげつき分が三分の一ほど含まれている。藩札が発行できていたなら、その操作によって少なくともこげつきにはなっていないかただろう。そして一七二九年（享保一四）夏から秋にかけて用人・郡奉行・吟味役らの頭をな

やませた財政運用資金の調達、借銀返済断りなどの苦労はなくて済んだかもしれない。藩札発行許可は待ち望まれていたことと思う。いよいよその日がきた。一七三〇年(享保一五)六月のことである。

銀札発行の 出石藩で初めて銀札を発行したのは一六七四年(延宝二)であり、出石町人若狭屋八右衛門の

再開

もくろみによるものであったことは第一節に述べた。しかし四年後には八右衛門の失脚によ

って中断しかかったのであるが、藩札に切り替え、札元を替えて継続し、松平家がこれを引き継いだ。

仙石家も引き続き発行を計画し、準備を進めていたのであるが、幕府が元禄期に改鑄した悪貨や一七〇八年(宝永五)に発行を予定していた当一〇大銭の銅貨を広く流通させることをねらって、一七〇七年(宝永四)一〇月、各藩の藩札通用停止を命じたために、仙石家は発行をあきらめねばならなくなった。その間の財政運用上の苦悩が集中的に表れたのが、さきに述べた一七二九年(享保一四)のことである。その翌年六月、幕府は、停止令が出るまでに藩札を発行していた藩は発行を復活してもよいと令した。ただしその期限は、二〇万石以上は二五年間、二〇万石以下は一五年間、年数が満ちたのちなお藩札通用を望むときは勘定所へ伺いを出せ、というのであった。

出石藩もさっそく準備にかかり、一〇月中に願書と計画書を作製し、一二月九日幕府勘定奉行松波筑後守正春のもとへ提出、同月二九日付けをもって許可された。計画の概要は次のとおりであった。

札場 町会所(八木町)

札元 京都商人 森庄左衛門

加判 出石町 和泉屋勘九郎

養父市場村 与右衛門

森庄左衛門は領民にはよく知られていないので、領民を安心させるため領内の商人二人を選び、藩札に保証印を押させる。

引替準備銀高 一〇〇貫匁

銀札種類 拾匁札(赤色) 五匁札(白鼠色)

壹匁札(白色) 五分札(黄色)

三分札(橘色) 壹分札(浅黄色)

銀札出来高 二一二貫匁 札数 一九万三九八〇枚

札場勤務者 松本新兵衛(御金方から回る、小頭格)

中井滝右衛門(町会所詰めは今までどおり、松本新兵衛に加わり札場を務める)

牧田久右衛門

札場手代 小田甚兵衛 白杉平兵衛 芦田又右衛門 村上弥右衛門

札場御用懸り

用人 堀吉左衛門 岩田丹太夫 早川庄兵衛

郡奉行 小倉武兵衛

勘定奉行 岡嶋勘左衛門

吟味役 金沢半蔵

札場出張所

美含郡若松村 二軒札座に借り札
場から手代一人、下目付一人、飯
たき一人出張、三〇日ごとに交替
養父郡養父市場村与右衛門宅 与
右衛門札を預かる

山之中久畑村大庄屋平右衛門宅

平右衛門札を預かる

銀と札の引き替え割合

正銀一貫匁を札場へ持参すれば銀

札一貫〇一〇匁が渡される。銀札一貫〇二〇匁持参すれば正銀一貫匁と引き替えられる。右の歩銀出

入りの差一〇匁が札場の徳用(得分)

札元の徳用(収益分)見積もり

「通用百貫匁分メ、老歩通り銀老貫匁札場徳ニ罷成候事」

銀札二〇〇貫匁のうち、一〇〇貫匁は常時流通界にあり、残り一〇〇貫匁は札場を出入りするから、流通界に現れず札場の蔵に眠ってしまう分と予想して、はじめの常時流通界にある一〇〇貫匁について徳用を見積もった条である。この分は流通界に出回ったままで、銀札回収令の出されない限り札場

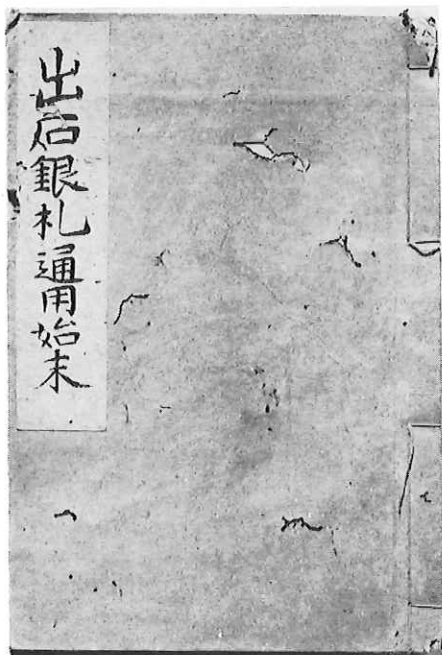


写真 235 「出石銀札通用始末」(表紙)

には還流してこない。したがって打歩の一パーセントは現実のものとならない。その最終的に還流してきたときを予想して一回限りの徳用を見積もったものである。未実現の徳用である(岩橋勝『但馬出石藩の銀札史料』)。

「一ヶ月五拾貫匁出入ニメ、銀五百匁ツ
ツ年中六貫目ノ積リ」

残り一〇〇貫匁はつねに札場へ一か月間内に還流し、正銀と引き替えられるとは考えられないから、この出入りを月五〇貫匁と見積もり、その打歩月五〇〇匁ずつ、年中六貫匁と見積もった。この分が札元の現実の徳用である(岩橋勝前提論文)。

「札通用ニ出居候内紛失致し居候得者、

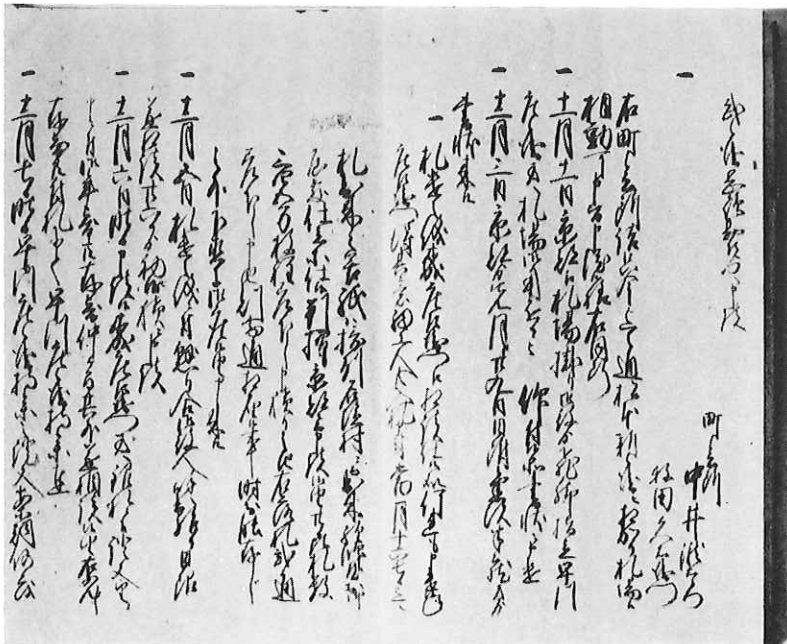


写真 236 「出石銀札通用始末」

其分札本之徳用ニ罷成候」

銀札が流通界で紛失した分は札元の徳用となる。

札元の出費

八貫匁程 札拵代ふだごしらえ銀高式百貫匁ニメ札数十万枚

売買目程 手代四人分抱入用

五百四拾目程 札場諸道具入用代

四百三拾目程 札場宿代

メ九貫九百七拾匁程 此入用札元よち出候事

銀札製造費が約八貫匁、札場の毎年の経常費が約二貫匁に対して、毎年の収入は打歩約六貫匁と見積もられている。すると、二年間で銀札製造費は償却されることになり、三年目から年々四貫匁ずつが札元の収益として蓄積される勘定になる。

藩の徳用

「札場ニ百貫目寄銀有分メ、此内五拾貫目程利かしに御遣用、此利月一步半ニメ、年中九貫目程御徳用に罷成候事」

銀札一〇〇貫匁ほどが常時流通界にあるということは、その分に相当する正銀が札場に蓄積されていることになる。このうち半分は引き替え準備銀として札場に残し、残り五〇貫匁は月利一・五パーセントで利貸しして、年間九貫匁の利殖をはかる。これが藩の徳用となる。



写真 237 「子保山事」
(町立史料館蔵)

以上の概要から分かるように、藩札発行によって藩はその運営の妙によっては、たやすく短期融通資金を獲得できることとなったし、利貸し資本をも入手できた。財政運用が飛躍的に円滑になったと想像できる。このため藩は強制力をもって藩札流通を押し進める。その具体策が領内に公布した銀札に関する「定」であるが、その条文は一六九七年(元禄一〇)に松平家が公布したものを、ほとんどそのまま採用する。たとえば銭六文までは铸貨を利用してもよいが、それ以上は札を用いること。銀をつかっている者が見付かったならば処罰するなどである。

そして一七三〇年(享保一五)二月二六日から出石札場での引き替えが始まり、藩札流通は再開した。また美含郡若松村・養父郡養父市場村・山之中久畑村の出張所では、翌一七三一年(享保一六)正月二六日から引き替え業務を開始した。銀札量はしだいに増加するのであるが、出石町に残っていた「子保山事」(町立史料館蔵)の記事のなかに「享保十五年庚戌十月二十三日銀札通用御願濟、同十二月二十六日ヨリ通用始ル、

札元森庄左衛門、此節銀札出来高六百九十三貫七百六十目、従是コノカタ十五年目々ニ御願継被出、至于今尚然り」と記してある。巷間ちやうかんのいい伝えをまとめたものであるから、「出石銀札通用始末」ほどの正確さは期待できないが、通用開始時の銀札量が六九三貫七六〇匁、と通用始末に記されている量の三倍もあることである。始まって間もなくこれほどまでに膨張したことを物語っているのではなからうか。

一七三〇年（享保一五）から七二年後の一八〇二年（享和二）三月一三日に幕府へ届け出た銀札総高は、「出石銀札通用始末」によると、

壹分札	二万三九七二枚	二貫三九七匁二分
三分札	四万〇三一一枚	一貫〇九三匁三分
五分札	八万三五六九枚	四一貫七八匁五分
壹匁札	一五万六五三五枚	一五六貫五三五匁
五匁札	七万一二八二枚	三五六貫四一〇匁
拾匁札	一万四〇七八枚	一四〇貫七八〇匁
計	三八万九七七枚	七一〇貫匁

となっている。

米の流通と 藩財政運用資金の調達には、城下町商人ならびに領外商人の果たす役割の大きかったことが

御用商人 分かる。彼らは藩の御用を勤めることによってその財を形成できたのであるから、いわば

商人らは領主権力によりかかる形で存在していた。両者をつなぐ最も大きな物資の流れは米であった。領主権力は商人らに年貢米販売を依頼し、その代銀でもって彼らから藩用ならびに藩士家族らの生活必需物資を購入していたのであった。したがって城下町の大商人つまり御用達は、すなわち多かれ少なかれ米商人であったのである。そこで、年貢米の流通過程をみていけば、商人活動の大きな側面がとらえられることになる。

出石藩年々の年貢米・大豆三万二、三〇〇〇石のうち二万石余が家中渡し分、つまり藩士禄米宛分^{あて}で、残

第5章 近世の出石

表 78 郡別貢租高ならびに藩士禄米、御台所入り分

		年 貢 高	禄米支給高	御台所入り	
出 石 郡	下 郷	石 合 7, 683. 623	石 合 6, 358. 700	石 合 1, 324. 923	
		米 7, 073. 912	6, 123. 200	950. 712	
	大豆	609. 711	235. 500	374. 211	
	山 之 中		5, 333. 109	4, 413. 600	919. 509
		米	4, 879. 823	4, 240. 000	639. 823
	大豆	453. 286	173. 600	279. 686	
養 父 郡		4, 847. 009	—	4, 847. 009	
	米	4, 033. 420	—	4, 033. 420	
大豆	813. 589	—	813. 589		
気 多 郡		6, 738. 521	5, 576. 800	1, 161. 721	
	米	5, 707. 615	5, 175. 900	531. 715	
	大豆	1, 030. 906	400. 900	630. 006	
美 含 郡		4, 939. 864	—	4, 939. 864	
	米	4, 335. 651	—	4, 335. 651	
	大豆	604. 213	—	604. 213	
播 磨 両 郡		4, 379. 161	—	4, 379. 161	
	米	4, 379. 161	—	4, 379. 161	
大豆	—	—	—		
計		33, 921. 287	16, 349. 100	17, 572. 187	
	米	30, 409. 582	15, 539. 100	14, 870. 482	
	大豆	3, 511. 705	810. 000	2, 701. 705	

史料：但州叢書『享保年中御月割方覚書』（出石神社蔵）。

注：享保9～11年3か年平均。

上げ米 3,800 石近く実施されている期間に属する、御台所入りとは藩庫収納分、つまり蔵米である。

りが御台所入り、すなわち藩庫収納分であった。一七二四～二六年（享保九～一一）三か年間の平均の家中渡し分と御台所入りの郡別石高をまとめた表78を見ると、家中渡し分は出石郡山之中と下郷・気多郡の三大庄屋組が充てられていたことが分かる。この三組には御台所入りも若干あるのだが、上げ米がなかったならこの分も全部家中渡し分になるはずである。

このころ年々三八〇〇石余が上げ米となっていたことについては前節に述べた。一八三〇年（天保初年）ころではあるが、養父郡の正米納め分は約四二八石ほどであった。これと表78の出石郡・気多郡の御台所入り分を合わせると三八三〇石ほどになる。享保ごろの上げ米額に匹敵する。したがって家中渡し分に充てられていたのは、出石郡・気多郡の年貢全部と養父郡では出石に近い村々からの若干石であったことが分かる。そしてこの分は正米納であった。

そのためであろう年貢米を収納する蔵は出石郡と気多郡だけにあった（『諸色覚書』町立史料館蔵）。出石蔵は城内二の丸西の郭下の山すそに九棟建っていた。「収納俵数一万九八六〇俵、右石メ一九四四石」とあるから一俵は一斗程度ということになる。出石蔵へ入れる米・大豆は一斗俵と定められたのは、一七七二年（明和九）のことである。一七六二年（宝暦一二）にもう一棟、一八〇〇俵収容できる蔵を建築したという。そのほか気多郡伏村、同郡賀陽村、出石郡久畑村、同郡下鉢山村の四か所にあった。

伏蔵はもと豊岡領城崎郡今津村（現城崎町）にあったのだが、一六六八年（寛文八）に豊岡藩を受封した京極家が移転を求めてきたので、出石藩領内に移築したものである。西回り回船を通じて領外へ移出するための米を納めるねらいで設置された蔵である。久畑蔵も領外移出の米を納める目的で設置されたのではないか。こ

の蔵の項には「表三十間・裏貳拾六間・表堀内十五間・裏同貳拾貳間」と注記がしてある。意味がよく分らないままにそのまま転記したのであるが、建物の間数を表しているとしたなら、大きな蔵だったことになる。

城内の蔵で一番大きいのは長さ一四間、横三間、高さ一間半の一番蔵であった。久畑蔵の数字は敷地の間数を表しているのだろうと思われるが、出石以外の蔵のうち、わざわざこの蔵だけ注記を付しているところをみると、特別重要視していた蔵だったのではないかと察せられる。

御所入り分にあてられていた美含郡・養父郡・播磨両郡の年貢米・大豆は、銀納が主体ではなかったかと思う。前掲の小倉武兵衛意見書の中に「美含郡・下郷・山之中・気多之御米共三拾四匁直ニ売申候ハハ、養父郡ハ銀納所ニ候へハ銀納値段下直ニ御立候ても、式勿方之余分出可申哉」と述べ、養父郡は銀納が原則であったことを示している。『八鹿町史』編集過程でみた養父郡出石藩領村々の文書はこのことを証明しているのであるが、このころ（享保年間）の同郡村年貢は銀納分と商人渡りの二本立てになっていた。商人渡り分は正米であった。元禄期には指定された高の米を指定商人の所へ村から直接運んでいた。一七五四年（宝暦四）からこの分が大庄屋渡りと記録されるようになる。銀納分・商人渡り分あわせて村々に売り払いを任せ、大庄屋はその代銀を受け取って藩へ納めたことを意味する。このように実質的皆銀納は一七五四年（宝暦四）以降であるけれども、それ以前の享保年間にも養父郡は皆銀納かのようにいっているのは、このころ商人渡り分も村々で売り払われ、藩にとっては実質的に銀納と受けとっていたからであろう。

この分と似ているのが美含郡の年貢米である。同郡訓谷村一七〇六年（宝永三）指出明細帳に、「御年貢米

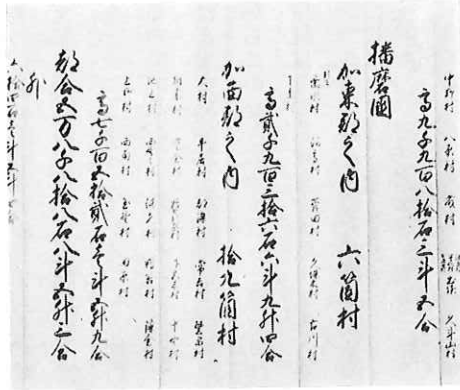


写真 238 播磨両郡の村々 (領知目録)

る。

酒屋へ流れ 御用商人たちの扱う米の大需要者は酒造家たちであった。前掲小倉武兵衛意見書の中に次の酒屋へ流れ 御用商人たちの扱う米の大需要者は酒造家たちであった。前掲小倉武兵衛意見書の中に次の
 此間町方ニ而も酒屋共酒米ニ心当仕候而、惣左衛門・新八方へ御家中物成之方へ差出候銀子代米並、
 右兩人方御用立申候四百石物成、内証は町方之者三拾石・式拾石・七、八石ツツも持寄ニ而御座候間、
 酒造り申事茂不罷成候とて、酒屋共不残雇申候から白ふミ申候日雇之分不残暇を遣申候由、取沙汰仕候、
 町中にて日々之寄合仕候由取沙汰仕候、か様成儀定而御目付中言上可有御座候へ共承り候通申上候、

之義御払米ニ被仰付、他所江御廻米之時分ハ丹生湊迄百姓持出し
 船積ニ相渡し申候、当村より丹生湊迄海上沓里陸道も沓里峠沓ヶ
 所御座候」とある。正米納を原則としていながら、藩は銀で受
 けとる方が都合のよい地域である。大坂市場への回米の年は少な
 く、ほとんどの年が村々で売り払われたことと思われる。したが
 って美含郡出石藩領は銀納同然であったとみてよからう。播磨両
 郡の米は乾燥が良いことから大坂市場における値段も他国なみの
 高さであっただろうから、大坂か近在の市場へ持ち出されるのが
 原則ではなかったか。結局、出石城下の商人が取り扱う米は、
 藩士とその家族の飯料を満たしたのちの禄米であったことにな

惣左衛門・新八が藩へ貸した米は酒造家たちから寄せ集めたもの、酒造家たちは返済の米は酒造用に予定していたなどが分かる。

村方でも米の大購買者は酒造家たちであった。一七五五年(宝暦五)に武蔵国住人磯野屋亀松が、津居山から円山川をさかのぼって生野を越え、市川を下って妻鹿に達する通船願いを出したとき、生野代官所は沿岸村々に売り払い可能な産物の報告を求めた。養父郡出石藩領米里組(現八鹿町域・養父町域内の二三か村)では、

「村々銀納仕候節米村払大積り」として、米一四〇〇石を挙げ、その売り払い先として次の者を記している。
 三〇〇石位は養父市場酒屋、二〇〇石位は広谷村酒屋、五〇石位は出石酒屋、一五〇石位は上小田村酒屋、
 一五〇石位は伊佐村酒屋、三〇石位は九鹿村酒屋、五〇石位は八鹿村酒屋、五〇石位は宵田村酒屋、四二〇石位はもよりの商人へ売り払うという。

米里組一七八〇年(安永九)の貢租高は一九二八石余で、これから正米納め分、定引物すなわち村への還元米を差し引くと一五一四石余になり、一四〇〇石は納入しなければならない年貢米のほぼ全量を占めていたことが分かる(『八鹿町史』)。また気多郡内伊福・上郷西組・藤井など、一七二六年(享保一)に豊岡藩領から生野代官所支配に代わった一五か村も同様の報告書を生野役所へ提出しているが、それに「一、米千式、三百石払米、是は近村酒屋之分へ酒造ニ売払、御年貢銀納仕候」(『日高町史』)と記してある。

以上の例から推すと、納入した年貢米の大半は酒造用に回されていたことが分かる。では領内に酒造家はどのくらいいたのだろうか。他の町史その他に記載されているところを挙げてみると次のものがある。

気多郡出石藩領四十五か村 酒屋一軒、酒造株高一二三〇石、当時製造高三三九石二斗(天明八年御巡

見様御案内之帳」、『日高町史』所収)

出石郡山之中組 酒屋四軒、酒造株高六五石(天保九年御巡見様御案内之帳)、『但東町史』所収)

出石郡養父郡出石藩領(天保七年減知後) 酒造株高二一五五石、酒造米高二九二六石、酒造米高減石ノ分、

一九五〇石六斗六升程、酒造米高造込ノ分、九七五石三斗三升程(子保山事)町立史料館蔵)

断片的ながら以上のことが分かった。

幕府の酒造 酒造米高とは各酒造家が酒造することを許された分量のことで、これが住所・氏名と共に木

統制 札(株札)に書き付けられたものを酒造株といった。そして株札の所有者にのみ酒造が許され、

しかもその株高を超過して酒造することは禁じられていた。酒造株が最初に設定されたのは一六五七年(明暦三)のことである。しかしその株高を長期間にわたって固定することは実際には不可能で、とくに直接統制が実施されない時期には株高に関係なく自由に造酒石高を増減できたというから、株高は減醸令が出たときのみ基準石数として問題になったものだという。そして、時に以前からの株高と実際の酒造高との調整が図られた。これを「株改め」といった。そのときの酒造石高をもって、新たに株高として認めることを意味する。

だいたい酒造株制度を実施したということは、社会の安定とともに膨張しがちな酒造量を抑えるためであった。そのため株改めのたびに減醸令が出る。これがもっとも徹底し、綿密なものであったのは、一六九七年(元禄一〇)の第三次株改めであった。このときは望みどおりの石高を申告すれば許されると触れられている。ところがその裏に、酒価の五割を運上金として賦課することが定められていたから、酒造家たちはため

第5章 近世の出石

表 79 出石町酒造家別酒造米高

酒 造 家	酒造米高
吹田屋小左衛門	300
吹田屋六右衛門	280
吹田屋喜右衛門	250
吹田屋市左衛門	200
吹田屋善兵衛	180
吹田屋清助	70
鍋屋六郎兵衛	280
鍋屋小七郎	280
鍋屋与左衛門	270
米屋又三郎	180
米屋六郎右衛門	180
堺屋六左衛門	200
堺屋六左衛門持	100
嶋屋伊左衛門	270
富士屋甚兵衛	250
丹後屋六次郎	250
門垣屋茂兵衛	180
伊豆屋弥右衛門	150
計	3,870

史料：桜井一太郎『出石封内明細帳』但州叢書(出石神社蔵)。

の数と比べてみると、出石の町には多かったことが分かる。このころは統制が緩和されている時期であった。一七五四年(宝曆四)に勝手造り令が出て、元禄調高までの復活を許したばかりでなく、休造

らった。結局、以前よりは少ない酒造石高におさまった。そしてこのときの株改めが「元禄調高」と称され、以後の酒造統制の基準となった。

その後、この統制強化策の反動として密造・過造が続いて、取り締まりに苦しまねばならず、運上金も予期したようには収納できなかったもので、一七〇九年(宝永六)に幕府は運上金の廃止を決定した。

酒造の町で

出石藩においても幕府の統制策に従って、株改め・減醸令は実施された。元禄調高も克明に

あった出石

記録されたに違いない。一七〇六年(宝永三)、松平家が上田に移封するときの仙石家への引

き継ぎ帳簿目録の中に、「酒株帳面」が含まれていることからこれが分かる。しかし現物は残っていないので内容を知ることができない。出石の町の酒造家たちの株高が一括して分かるのは、桜井一太郎編『但州叢書』の中の『出石封内明細帳』である。一七七一年(明和八)時点の諸統計を記したものと知られている。その一覧は表79に掲載した。酒造家一八人、酒造株高三八七〇石である。前にあげた出石以外の村々の酒造家

者や新規業者でも届け出さえずれば自由に酒造ができた。おそらく株高以上に酒造したのも多かつたらう。年貢米換銀のときには酒屋払いにしたと報告している養父郡米里組・気多郡一五か村の文書からも、このことがうかがわれる。しかし天明年中にいたって全国的な不作が続ぎ、勝手造り令は廃され減醸令が発せられた。そして一七八八年(天明八)には、一七八六年までの実醸高を届け出させてこれを「天明八年改高」とし、その三分の一造り令が出された。再び統制強化である。このとき出石城下の酒造家数は激減した。それを物語っているのが次の文書であるが、年代は書いてない。

ただしこの文書には紺屋仲間の上表も記されていて、それに「銀貳百五拾匁、毎年上納仕候、此米四斗三升八合六夕也、但し去卯年御直段ニ而」とあるところから、一六八八年(慶応四)のものであることが分かった。御一新後に先例を上申したものであろう。

酒造家之儀、往古は式拾軒余御座候得共、追々絶家或は外商売仕、当時三軒数丈ケニ相成申候、右株之儀往古々御座候得共天明年中大飢饉之節、造り高厳重之御穿鑿御座候而、其頃之造り高当時之鑑札株と御規定ニ相成申候、尤其後世上米穀沢山ニ相成、享和文和(化ノ誤リカ)之頃米壹石佃四拾匁内外之直段ニ御座候而、諸国共數年之間株高々多分之過造り仕居候所、近年米価追々高直ニ相成候付、從御公儀酒造株高之内減石被仰付、過造り御厳重御取締ニ御座候、

文中、株高より過造りになったのが享和文和(化)のところといているが、これは文化初年のことであらう。幕府は一八〇六年(文化三)に再び勝手造り令を発し、一八一三年(文化一〇)一二月にこれを停止、一八〇六年(文化三)の高に復させた。以後、天保改革を通じて取り締まりは強化されてくる。出石城下以外の出石郡

下郷に入っていた村々の酒造家は、一八三八年(天保九)「巡見使案内之帳」の控に三軒あったと記している。ところが酒造高について口小野村西村助太夫家文書と、坪井村中山三郎右衛門家文書と食い違っているのである。そこで次に両方を挙げておこう。

株高 当時造り高 造り高

田多地村定四郎 三〇石 三三石三三〇合 一〇〇石

三宅村学次郎 一〇石 一〇石 七五石

森尾村次郎左衛門 五石 八石三三三合 二五石

(中山家文書) (西村家文書)

株高において一七七一年(明和八)ころの城下の酒造家と比べてはるかに小さい。明和ころの出石酒造米高が、但馬内において圧倒的地位を占めていたことは、『浜坂町史』五二ページ所載の一八六八年(明治元)一月但馬国改正酒造米高(西宮図書館所蔵)によって分かる。

城崎郡	一四人	一〇七四・七
二方郡	二五人	一一〇二・八
美含郡	一人	五四一・三
気多郡	一人	一五一三・八
養父郡	三六人	三四六五・〇
朝来郡	二二人	三三七五・〇

出石郡 一人 八六〇・〇

計 一三七人 一万一九三二・六（七美郡欠）

但馬全体あるいは各郡別の酒造米高が、江戸時代を通じて増えたのか減ったのか史料が欠除していて、これを明らかにすることはできないが、出石の町の酒造米高が減ったことは確実である。一七七年当時の出石城下だけの酒造家一八人、酒造米高三八七〇石の数字を、ここに掲載した各郡別数字と比べてみるがよい。一つの町に酒造家の密集していたことが理解できよう。しかも一軒あたりの規模が農村部の酒造家に比べて大きい、江戸時代中期ごろまで、出石は酒造の町だったのである。

天明のころを境に出石の酒造は急速に衰え、一八六八年（明治元）ころには三軒になってしまっている。何が原因しているのだろうか。これには町方地主の消長が大きく関係していると思う。第一節で述べたように、一七〇〇年（元禄期）の前後あたりから寄生地主制の展開がいちじるしく、わけても出石・豊岡町人の進出が目立った。彼らは収納した小作米を酒造に用いたため、これほど酒造家が輩出したのであろう。ところが、次節に述べるような理由をもって、江戸時代中期以降、町方地主はしだいしだいに後退せざるを得なくなった。小作米収納のみちを閉ざされて出石酒造業は衰退したとみるのである。

なお、一七二九年（享保一四）勝手方借銀返済お断りの対象とされた豊岡商人三人のうち、河守屋与兵衛と丹後屋庄三郎は酒造家でもあった（『豊岡市史』・『浜坂町史』）。また出石町人吹田屋惣左衛門も表79の六人の吹田屋のうちのどれかの先代であったらう。八鹿村久右衛門も酒造家であった。地主・酒造家を兼ねた町人の経済力の強かったことが想像できよう。

町分の形成

出石の町家は半面農家でもあった。直接農業生産に従事したかどうかは別として、その多くは農地所持者だったからである。端町の人の中には直接農業に携わる者が多かっただろう。

出石の町に属する農地を「町分まちぶん」と呼んだ。その内訳は図40・表80にまとめたが、大きく三つに分かれていた。出石町分・水上村・弘原町分である。出石町分はさらに出石町分・寺町分・谷山分に、また弘原町分も弘原町分と長砂分に分かれていた。総高一九七五石余である。出石町分は町部北側の田園地帯、寺町分はその東側、谷山分は谷山から八坂にかけての一带である。かつて町部と合わせこの地区が出石村と呼ばれていたのではないか。『出石封内明細帳』出石町分の項に、一六八〇年（延宝八）地改めの際の大庄屋水落惣左衛門へあてた文書が出石町分大庄屋方に残っている。そして「大庄屋水落惣左衛門と申候は、出石村と申節之庄屋にて、御城下に相成候ては大庄屋に被仰付候由、居宅は魚屋町元丹波屋又左衛門宅由申伝候、当時井上与兵衛屋敷妙福寺屋敷之内ニ候」と記してある。江戸時代初期のころ、出石はまだ出石村と呼ばれていたことが分かる。弘原町分とは出石川西岸、かつて弘原庄と呼ばれていた地域内に所在する町分である。同様に長砂分は長砂村域内にあった町分である。

これらのなかにあつてひとり独立村を形成していたのは水上村である。しかしその広い村域内の耕地の多くは出石町の住民に所持されていたのであろう。つまり町分とは、出石町家の住民に所持されている土地の区域ということになる。それは一六七三年（寛文一三）と同七九年（延宝七）の検地の時に定められたと思う。

第一節において、検地は一六三〇～五〇年代（寛永～承応）に一応終わったと述べた。ところが町分ならびにその周辺に属する地域はこれよりずっと遅れ、出石町分と水上村が一六七三年（延宝元）に、弘原町分・長

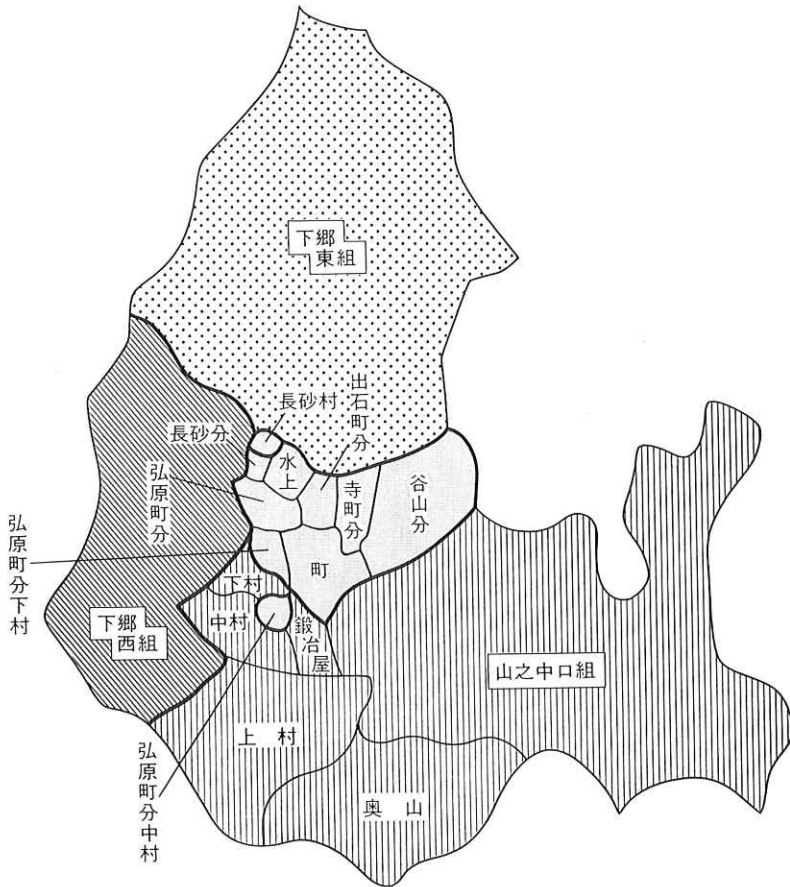


図40 町分の位置図

表 80 出石町分地域別高

町分		高	面積
出石町分		783.994 ^{石合}	92町2反1畝
内 訳	出石町分	518.575	
	寺町分	107.574	
	谷山分	157.845	
水上村		329.956	74町8反8畝
弘原町分		861.353	
内 訳	弘原町分	792.574	
	町分長砂	68.779	
町分付属村		334.314	6町3畝15歩 不明 不明
内 訳	長砂村	68.993	
	弘原下村	191.672	
	弘原中村	73.648	
計		2,309.616	

史料：長砂村「役方諸事心得帳」（川崎好家文書）。

砂村・弘原中村は一六七九年（延宝七）に行われている。城下町形成が固定化するのを待って検地が行われたように見受けられる。このとき、出石町民が周りの村々へ出作していた田畑を「町分」としたのだろう。そして弘原庄から弘原町分が、長砂村から半分が、町分へ分離されたのだろう。水上村は大部分が出石町民に占められていたところから、全城が町分に編入されたと考えられる。

さらに小出家の断絶間際ごろに、周りの三か村が町分の組に編入される。一六六〇年（寛文年中初め）ころ矢根銀山がおこり、この維持のため矢根・奥矢根・唐川・木村・市場・中山の六か村一〇〇〇石余が出石領から分かれて矢根銀山に付せられ、生野代官所支配になったことについては第一節でも述べた。これによって出石郡山之中組の村高が減少するので、奥山・弘原上・弘原中・弘原下・鍛冶屋・長砂村の六か村が、下郷から山之中組へ所属替えされることになった。

この所属替えは、正式な上げ知実施以前に行われたとみななければなるまい。生野代官所文書『矢根銀山之事』（明和八年卯四月）一七七一年に、「元禄九子年十一月出石引渡之節、石原新左衛門、小野朝之丞受取之、翌年丑四月迄支配、四月晦日より生野附ニ成」とある

ところから、矢根村など六か村が正式に生野代官所支配に編入されたのは、一六九七年（元禄一〇）四月晦日ということになる。しかし文面から推して、この村替えの準備は小出家時代に完了していたことが分かる。

幕府代官石原新左衛門と小野朝之丞は、村替え手続き書類を小出家役人から受け取り、松平家役人に手渡したに過ぎない。小出家は上げ知に伴い、弘原庄を山之中組へ所属替えするにあたり、該当村の一部に再度検地を実施しようである。すなわち一六九四年（元禄七）の検地帳が、長砂村と弘原下村の二か村にある。

その結果、弘原中村三七七石九八二合から七三石六四八合が割かれて町分へ、残り三〇四石三三四合は山之中組へ、また弘原下村三六八石八〇二合から一九一石六七二合が割かれて町分へ、残り一七七石一三〇合が山之中組へ編入された。長砂村（六八石九九三合）も町分へ編入されたから、このとき計三三四石三一三合が町分となったわけである。再検地時点から推して、所属替えは一六九四～九六年（元禄七～九）とみる。

以後町分は八か村と称された。出石町分・寺町分・谷山分・水上・長砂村・弘原町分・弘原下・弘原中村である。繰り返すと、山之中組へ所属替えになった弘原下村は一七七石余、弘原中村は三〇四石余である。人家はこちらに属し、割郷分は田畑だけであった。

町分は二名の大庄屋が支配した。彼らは出石町分と弘原町分に分けて担当したようである。表81にその一覧を掲載した。次項に述べるように、大庄屋制は一六七〇年（寛文一〇）ころに始まった。その最初の町分大庄屋水落惣左衛門について、繰り返しになるが長砂村の「役方諸事心得帳」に、「元来出石村と申候節百姓にて、御城下始り申候節より相勤候由」、また長良三郎太夫については、「宮内村ニ御城下有之候節より之者にて、御城下出石へ御引之節当地江引移り相勤申候」と記してある。大庄屋のもとに出石町分では寺町分

表 81 町分大庄屋名一覧

発令年月日	弘原町分	出石町分
1681(延宝 9)	水落惣左衛門 橋本小兵衛	長良三郎太夫 〃
1682(天和 2)	長良三郎太夫	橋本小兵衛
1706(宝永 3)①	長良三郎太夫	橋本小左衛門
1757(宝暦 7) 4. 2	橋本小左衛門	三木源右衛門
1768(明和 5) 1. 3	〃④	芦田又右衛門
1777(安永 6) 4. 2	〃(出石町分と兼帯)	橋本小左衛門
1778(安永 7) 1. 7	〃	上田吉郎右衛門
1785(天明 5) 9. 29	〃(出石町分と兼帯)	橋本小左衛門
1786(天明 6) 4. 22	〃	橋本市左衛門
1788(天明 8) 1. 29	橋本小兵衛③	〃
1814(文化11)②	橋本小左衛門	橋本市左衛門

史料：宝永3年は『出石へ御所替之節書類』。文化11年は「文化11年出石御分高附」（西村平八郎家文書）。以上のほかは長砂村「役方諸事心得帳」（川崎好文書）。

注：①、②発令年ではない。この年に大庄屋であった人。

③「小左衛門死後、せがれ小兵衛へ被仰付」とあるから小兵衛と小左衛門は同じ家である。

④「〃」とあるは発令年月日の欄の日に名の記載がない場合で当然継続して勤役中と考えられる場合を表す。

・谷山分・出石町分に庄屋がいた。弘原町分では一人の大庄屋のもとに一人の庄屋がいたわけである。

町方には本町六町に六人の名主が、端町のそれにあたる者は庄屋と呼ばれてそれぞれの町にいたことについては前に述べた。

一七〇六年（宝永三）当時、長良三郎大夫は八木町の名主でもあった。橋本小左衛門は魚屋町名主であった。名主と大庄屋は兼帯できたことが分かる。そして両者の記載順はつねに名主・大庄屋となっているから、名主の方が上位に位置付けられていたのだろう。要するに町分大庄屋は出石町の農村性格部分の支配を担当した者である。なお、町分長砂の支配は弘原町分に属したが、一七八九年（寛政元）からは長砂村に預けられ、同村庄屋が支配するようになった。

第2節 近世中期の出石

高かった町 検地を遅らせてまで町分の拡大確定を図った裏には、

分の租率 藩に年貢増徴意図があったからだと考えられる。町分

の租率は明らかに高い。表82を見れば分かるように、一七一八年(享

保三)毛付き高(実作付高)に対する出石藩領但馬四郡の平均租率は六四

・六三パーセントであるのに対し、町分は七四・六パーセントと際だ
って高い。

さらに表83において曲尺相ならびに反当定租量を検討してみると、
出石町分は実に九ツ一步である。この数値が割り出される根拠となっ

たのは、坪刈りによる坪当たり租量すなわち定租量であることは第一
節に述べた。表83にはそれを反当に換算して掲載したが、出石町分・

寺町分ではそれが実に三石六四〇合である。玄米にすればその半分の
一石八二〇合であるわけだが、果たしてそれだけ収穫できただろうか。

隣りあった土地で耕地条件が似ている宮内村で、反当定租量が二石
八四〇合、乾田で耕地条件は町分よりよかったように思われる上野村

でも三石〇八〇合と出石町分より少ない。明らかにある意図をもって
定租量が引きあげられている感じがする。弘原町分でも同様である。

同じ村域といつてよいのは弘原中・弘原下村であるが、この両村の反

表 82 毛付き高に対する貢租の郡別割合 (1718年=享保3)

郡	総毛付き高	貢 租 高 (夫米・口米とも)	租 率
	石 合	石 合	%
町 分	1, 894. 484	1, 413. 322	74. 6
山 之	8, 419. 142	5, 763. 880	68. 5
下 郷	9, 846. 465	6, 410. 285	65. 1
気 多	10, 981. 442	6, 931. 483	63. 1
養 父	8, 216. 262	4, 933. 198	60. 0
美 含	7, 873. 687	5, 077. 483	64. 5
播 磨	9, 997. 299	4, 755. 101	47. 6

史料：『出石江御所替之節書類』。「享保3戊年御物成米大豆納仕免平均目録」(出石神社蔵)。

当定籾量より弘原町分のそれは六、七斗も高い。長砂村の場合は前述したような理由によって二分されたのであるから、曲尺相は両者とも同じである。水上村は長砂村とは同地域といつてよいほど接近しておりながら、反当定籾量は七斗六升も高い。長砂村がもともと町分に属さない村であったことを考えれば、この差が理解できよう。

城下町では農業のかたわら、商売・日雇い・職人的職業に就く機会は、農村部に比べはるかに恵まれている。城があるからである。ところが、封建領主は彼らの農業以外の収入を貢租収入源とする確実な方法を知らなかった。収入の客観的査定が難しかったからである。そこで貢租収入は専ら農業に依存したのであるが、明らかに城下町住民であるがために農外収入でうっている町民たちを見ると、領主側としてはその一部でも貢租に吸収したいと考えるのは当然だろう。出石藩ではその意図を直接商売や職人的職業に向けず、農業に転嫁し定籾量を実収穫量より引きあげたと考えるのである。そのためには町人支配の田畑区域を確定しておく必要がある。そこで町分画定が行われたとみるのである。

一方、町分だけに与えられている特典があった。無役高といつて、夫米を負担しなくてもよい分を認められていたのである。出石町分が三六五石〇二三合(村高の七〇パーセント)、谷山分が五六石六二四合(同三六パーセント)、弘原町分が五一二石三九四合(同六五パーセント)、長砂分が三三石八九四合(同四九パーセント)、計九六七石九三五合であった。

夫米は労役の代わりに納めるようになった米で、一六六〇年(万治三)ころから始まったことについては第一節に述べた。貢租の高率に見合う措置であったのかも知れない。となると、表83に見られるように、町分

表 83 出石町分と隣接村との曲尺相比較

	村	田		畑 曲尺相
		曲尺相	反当定廻量	
町 分	出石町分	9ツ1歩	石 ^合 3.640	5ツ7歩
	寺町分	9ツ	3.600	5ツ6歩
	谷山分	8ツ2歩	3.280	5ツ4歩
	水上山分	8ツ4歩	3.360	4ツ8歩
	弘原町分	6ツ9歩	2.760	3ツ8歩
	長砂分	6ツ5歩	2.600	3ツ4歩
隣 接 村	長砂村	6ツ5歩	2.600	3ツ4歩
	弘原中村	5ツ2歩	2.080	2ツ
	弘原下村	5ツ5歩	2.200	3ツ7歩
	宮内村	7ツ1歩	2.840	4ツ6歩
	上野村	7ツ7歩	3.080	4ツ3歩

史料：『出石封内明細帳』（但州叢書（出石神社蔵））。

注：1. 反当定廻量は、坪当たり定廻量を反当に換算した。2. 曲尺相10は反当定廻量4石と想定されている。3. 定廻量の半分が米穀量となる。

の中でも出石町分とそれ以外では租率に差があつて、弘原町分や町分長砂は有利である。その是正措置だったのだろうか。前掲長砂村「役方諸事心得帳」に次のような記事がある。

町分出人足之義、御郡中江懸り合之節割合之義、宝永三戌年詮義之上、割方被仰付候、尤右ニ相
定り候事

町分在高斗^{よかり}へ割合候様被仰付、御国役伏村出し荷物人足之義ニ付、御郡中大庄屋中同年五月九日手嶋屋五郎左衛門方ニ而寄合いたし候、町分は右被仰付候通故、水上・長砂・下・中村右四ヶ村割高ニ人足請申候事、高百石ニ六人六歩ニ当町分より三十九人出ス、四ヶ村高五百七十石也、

とある。無役高があるところから、町分からは人足に出なくてもよかつたようであるが、一七〇六年（宝永三）仙石家が入部した年から、町分のなか

でも周辺の農村部の四か村は人足を出さねばならなくなったことを示している。

3 下郷の苦悩

大庄屋組

出石町域の大部分を占める出石郡下郷しもごうは、かつては洪水のたびごとに苦しんだ地域であった。冠水によって稲が腐るのである。これによって年々の年貢ならびに小作料は大きく変動し、他

地域とは異なった独特の慣行も生じている。その苦難に耐えた下郷の人々の生活を、本項ではみていきたい。はじめに下郷区域を確認しておくために、出石町域に關係する大庄屋組の区域を一覧にして掲載しておく。出石町域では、前項に詳述した出石町分のほかに、下郷東組、下郷西組、山之中口組くの村々が所属していた。その組ごとの村名は次のとおりである。町分は前項に述べたので省く。

下郷東組 一五か村

小野谷 奥小野 口小野 袴狭 宮内 坪井 田多地

穴見庄 奥野 穴見市場 森尾 三宅 立石 香住 下鉢山 上鉢山 安良

下郷西組 一五か村

神辺郷 嶋 福居 伊豆

小坂郷 鳥居 尾崎 森井 中谷 丸谷 大谷 三木 片間

菅谷 細見 荒木 福見 暮坂

山之中口組 一九か村

弘原庄 弘原下(現福住) 弘原中 弘原上 奥山 鍛冶屋

土野庄 上野 日野辺 桐野 寺坂 水石 畑

佐々木谷 天谷 西谷 河本 日殿 出合市場 南尾 出合 小谷

ここにあげた庄・郷の名前や範圍は、『校補但馬考』に記載されている庄・郷のそれとは、少し異なっている。町立史料館に蔵されている『諸色覚書』の中の、「御郡中庄郷分並枝村共」に従って記載したもので、江戸時代にはこの呼称が当地では用いられていたものと思う。その中の穴見庄については、安良を除くほか、現在は全部豊岡市域に属している。しかし、その史料は下郷に共通したものであるから、あたかもそこも出石町域であるかのような扱いでもって史料を利用してきた。他の項でも同様に感じられるところが多々ある。下郷はどうしても穴見庄も含めないと、その全体像がつかめなかったからである。

大庄屋組の地域割りのなかで、弘原庄五か村が山之中組へ所属していることに奇異の感を抱く人は多からう。ここはもともと下郷に属していたのだが、一六九四〜九六年(元禄七〜九)ころに山之中組へ所属替えになったのである。この事情については前項の出石町分のところで述べた。このとき長砂村が弘原五か村と行を共にしているのは、往古、長砂村は弘原庄とは川を隔てて接するのではなく、いわゆる地続きだったからである。すなわち出石川は長砂村の東側を流れていたのである。したがって長砂村の氏神は、現在も弘原中村に鎮座する伊福部神社である。

出石藩大庄屋制の始まりは一六七〇年(寛文一〇)ころである。このことは、養父郡高柳村(現八鹿町)にあった史料によって推測した。同村庄屋福田惣右衛門が残した「言上覚」に、